

## 李陽冰事跡考（下）

—— 唐代文人・李陽冰とその周辺 ——

戸 崎 哲 彦

前稿の補足。

玄宗・天宝十四載（755）：淄州淄川縣尉。

### ▼（49）撰并書「顔泉記」

北宋・董道『廣川書跋』10「顔泉記」に「余見李勝作『顔泉記』、昔文姜事姑、則異日泉發其居、遂廟食於此。或曰：昔李陽冰嘗尉淄川、劾碑廟中。今所書、蓋據李監說。余往來求陽冰記、不得。其後得破石、僅尺、蓋爲礎。或視之、書字可讀。按其說、文姜姓顔、餘與今廟中刻石所記無異、……淄川爲齊邑、唐武德分於齊郡而爲州治。當唐陽冰馬爲尉於郡邑、其事不妄」。淄州淄川縣尉であったとすれば、科挙受験以後、安史の乱以前のこと。李陽冰は至徳元載（756）に宣州・潤州の間にいるが、それは安史の乱を避けて移ったものと考えられるから、清川縣尉在任は天宝十四載前後。顔文姜の事は『太平寰宇記』19「淄川縣」の「籠水」にも見える。

代宗・大暦八年（773）：五十歳。揚州・舒州の間に遊ぶ。

### ▼（50）篆額「泰陵縣城隍廟碑」

『輿地碑記目』2（10a）「泰州」に「李陽冰碑：在城隍廟」。宋の泰州は唐の揚州泰陵縣。李陽冰篆額「城隍廟碑」ではなく、某人撰の「李陽隍墓誌」・「李陽隍神道碑」の類である可能性もある。そうならば泰陵縣は李陽冰の出身地であり、これは李陽冰研究にとって最も重要な史料であるといえるが、他の著録には見えないようである。

### ▼（51）篆額「鏡智禪師碑銘」〔舒州刺史獨孤及撰、（試）大理司直張從申行書〕：

『金石録』8（7a）「唐鏡智禪師碑」に「大暦八年十二月」、『輿地碑記目』2（13a）「安慶府」に「山谷寺智禪師銘：大暦八年」、『全唐文』390に獨孤及「舒州山谷寺覺寂塔隋故鏡智禪師碑銘并序」。鏡智は隋の禪僧、碑は唐の建立。南宋・安慶府は唐・舒州。獨孤及は大暦八年末に舒州刺史から常州刺史に遷る。

### ▼（52）篆額「唐法慎律師碑」〔吏部員外郎李華撰、大理司直張從申行書〕：

『宋高僧傳』14「唐揚州龍興寺法慎傳」に「後請吏部員外郎趙郡李華爲碑記

述、大曆八年癸丑十二月也。大理司直張從申書、趙郡李陽冰題額。……其塔屬會昌中例、皆毀焉」、《集古錄跋尾》7 (12a)「唐龍興寺四絕碑首」。「碑首」とは李陽冰書の篆額を指す。また『墨池編』6 (23a)「唐隴〔龍〕興寺四絕碑：大曆八年……李陽冰篆、「法慎師」書額」、《東觀餘論》下 (40b)、《金石錄》8 (7a)に「唐法慎律師碑：……大曆八年十二月」。張從申は大曆十四年以前まで前試大理司直であった。張從申「恒嶽碑題記」<sup>(1)</sup>に「大曆十四年己未歲……前試大理司直吳郡張從申書」。

清・繆荃孫輯『集古錄目』8 (5a)「四絶碑」にも載せるが混同がある。その輯録する所は『輿地碑記目』2 (13a)「安慶府」にいう「四絶碑：『集古録』云“唐李陽冰篆、并李華文、張從申書”」に拠ったものであるが<sup>(2)</sup>、南宋の「安慶府」は唐の舒州であり、揚州ではない。いっぽう『輿地碑記目』2 (8b)「揚州」には「龍興寺謹律和尚碑、號四絶碑：『九域志』云“在龍興寺。李華文、張從申書、李陽冰篆額。時人謂之四絶碑”」という。「安慶府」舒州には独孤及撰文・張從申行書・李陽冰篆額の「唐鏡智禪師碑」（大曆八年十二月）がある。『輿地碑記目』はこの独孤及・張從申・李陽冰による鏡智の碑を『集古録跋尾』にいう「四絶」と考えて混同したものと思われる。ちなみに『集古録跋尾』には「在揚州龍興寺。唐李華文、張從申書、李陽冰篆額。淮南愚俗素信重之、謂此碑為“四絶碑”」（集本に拠る）という。

『集古録跋尾』には続けて「律師非余所知、華文與從申書、余亦不甚好、故獨録此篆爾」とあり、この一条は欧陽修の文学観とその編『集古録』の性格を示して興味深い。李華はその友である独孤及とともに韓愈・柳宗元らによる唐代古文復興の先駆者の一人として著名であるが、北宋の古文運動を先導した欧陽修は李華の文をあまり好まなかったらしい。「法慎律師碑」や「鏡智禪師碑」と同じく李陽冰篆額・張從申行書による「玄靖先生碑」の撰者柳識 (?-781) は李華 (715-774) の弟子の一人。この頃、李華は江南にいた。独孤及「趙郡李公（華）中集序」（『全唐文』388）に「屏居江南、……梁公（李）峴之領選江南也、表為從事、加檢校吏部郎中、明年遇風痺、徙家於楚州」。

以下、作年は未詳であるが、地理的關係等から見て、上京献書する以前の作

<sup>(1)</sup> 『全唐文新編』440 (p5142) が国会図書館蔵の拓本によって取めるが、本来は「重刊季札墓碑記」。

<sup>(2)</sup> 『輿地紀勝』46「安慶府」では懼盈齋本は「四」を誤って「西」に作る。粵雅堂本は「四」。

であると思われるものを掲げる。

● (53) 篆書“聽松”二字<sup>(3)</sup>：

『金石萃編』98 (15b) に「按『錫山志』……傳是李陽冰筆」、『江蘇金石志』4 (27b) 「惠山石牀題字」。惠山寺は唐の常州無錫県にあった。独孤及「惠山寺新泉記」(『全唐文』389) に詳しい。

▼ (54) 篆額“閶門”：

朱長文『吳郡圖經讀記』下 (22a) 「碑碣」に「閶門額：李陽冰篆、今(北宋)已失之」。蘇州、呉城の西門にあった。

● (55) 篆額“生公講臺”<sup>(4)</sup>：

元・鄭杓『衍極』(延祐七年1320) 4「古學篇」に「(顔) 眞卿之“(虎丘) 劔池”、(李) 陽冰之“(生公) 講臺”・“(黄帝) 祠宇”等作、縱横生動、不假修飾、其署書之雄秀者乎」、『墨華通考』2 (13a) 「蘇州府」に「李陽冰篆生了[公]講堂[臺]碑」、『天下金石志』2 (6a) 「蘇州府」に「唐生公講堂[臺]碑：李陽冰篆」、『金石補録』23 (5a) に「“生公講臺”四大字；篆書、相傳爲李陽冰筆。在虎邱千人石上」、『寰宇訪碑録』4 (3b) に「“生公講堂[臺]”四字：篆書、無年月、江蘇呉縣」「按上五種(「聽松二字」・「生公講臺四字」・「倪翁洞三字」・「黄帝祠宇四字」・「天地清寧四字」) 未署年月、相傳爲李陽冰所書。「虎邱」は唐の蘇州呉県の武丘山。『衍極』よりも早い北宋『吳郡圖經讀記』は「碑碣」に詳しく、「閶門」が李陽冰の篆額であることをいうが、「生公講臺」については「寺院」に「真堂寺前有生公講堂、乃高僧竺道生談法之所」というのみであり、李陽冰の篆題であることをいわない。南宋以後に始まる伝承であろうか。

▼ (56) 篆額“雲錦”：

南宋・周密『武林舊事』4「故都宮殿・堂」(2b) に「雲錦：荷堂、李陽冰書扁」。南宋の臨安府、唐の杭州城にあった。

▼ (57) 篆額“萼綠華”：

『武林舊事』4「故都宮殿・堂」(2b) に「萼綠華：梅堂、李陽冰書額。度宗易名“瓊姿”」。

▼ (58) 篆額“大禹之廟”：

『衍極』4「古學篇」に「(李) 陽冰之“(生公) 講臺”・“(黄帝) 祠宇”等作、縱横生動、不假修飾、其署書之雄秀者乎」下の元・劉有定の注に「又篆越州“大

(3) 藤原楚水『訳注語石』(中p179) に拓本影印を収める。

(4) 張曉旭『蘇州碑刻』(蘇州大学出版社2000年、p100) によれば現存。

禹之廟”字、并曠世絶作」。『輿地紀勝』10「紹興府」の「古迹」に「禹廟：在會稽東南十二〔七〕里。……觀額曰“告成」というが<sup>(5)</sup>、「碑記」には「隋禹廟碑：史陵所書（正書）。趙明誠『金石録』云“筆法精妙、不減歐（陽詢）・虞（世南）”<sup>(6)</sup>というのみ。

▼ (59) 篆額“龍鳴寺碑”：

『墨池編』6 (40b) に「龍鳴寺碑：貞觀二十五年。臨江軍。李陽冰篆」、『天下金石志』8 (7b)「臨江府」に「唐龍鳴寺碑：李陽冰篆、貞觀三〔二〕十五年。又宋之問題“龍鳴之寺”四字」。明・楊慎『法帖神品目』には「龍鳴之寺：宋之間書、在臨江」、『墨華通考』4「臨江府」にも「宋之間“龍鳴之寺”書」というのみ。貞觀は二十三年（649）で改元するから、「二十五」・「三十五」はいずれも誤字があり、「五」は「三」の誤りであると考えられる。しかし李陽冰は開元年間の生まれであり、貞觀年間の篆書であるならば李陽冰の作ではない。李陽冰の作であったならば、重建碑のものであろう。臨江府龍鳴寺は唐の袁州新渝県にあった<sup>(7)</sup>。李嘉祐に「送従叔陽冰祇召赴都」詩があり、李嘉祐は大暦六・七年前後に袁州刺史であったから、仮に李嘉祐の依頼によるものならば、この頃の作である。なお、朱関田（p501）は大暦八年に李嘉祐は袁州刺史を辞して越州に向かう途中で処州縉雲山に隠居する李陽冰に会い、陽冰の上京を送ったとするが、これは前述したように「吏隱」の理解に誤りがある。

【宋之間とその書“龍鳴之寺”】

宋之間（656?-712）は唐代詩人と有名であるが、書を善くしたことは知られていない。その書“龍鳴之寺”は唐の袁州新渝県の龍鳴寺に刻されていたから、かれが南方に行った時の作と考えられる。両『唐書』本伝に拠れば、宋之間が長江以南に行ったのは少なくとも三回ある。神龍元年（705）に瀧州参軍事に、景龍三年（709）に越州長史に貶謫され、景雲元年（711）には欽州に流されて先天元年（712）に桂州で死を賜っている。この中で袁州を経た可能性が高いのは瀧州と桂州など嶺南に向かった時であるが、瀧州へは洪州・虔州・韶州を経るルート、桂州へは洞庭湖・潭州・衡州・永州を経るルートを通っており、洪州と潭州との間に位置する袁州を通ったとは考えにくい。ただし今日に伝わる宋之間の詩（『全唐詩』51~53）によれば嶺南に向かったのは二回ではなく、三回あるいは四回を数えるから、その帰途あるいは赴途で袁州を通ったことも考えられる。しかし目的地が嶺南であったならば、南下・北上を問わず、袁州新渝県を通るのはかな

<sup>(5)</sup> 『方輿勝覽』6「紹興府」の「道觀」に「禹廟：在會稽縣東南七里。今爲“告成觀”。

<sup>(6)</sup> 『金石録』3 (7a)「隋・禹廟殘碑：史陵正書、大業二年五月」、また22 (12a)「隋禹廟殘碑」に「史陵書、筆法精妙、不減歐・虞。案張懷瓘『書斷』云“褚遂良嘗師史陵”、蓋當時名筆也」。

<sup>(7)</sup> 『輿地紀勝』34「臨江軍」の「新渝縣」。

りの遠回りになる。また、宋之間の作とされている詩には沈佺期を始め、多くの他の詩人の作が混じっており、詩によって袁州を通ったかどうかを判断することは容易ではない。「宋之問題“龍鳴之寺”」の記録は、宋之間研究においては事跡を考える上での一資料にはなろう。

▼ (60) 篆書「濠州碑」：

『輿地碑記目』2「濠州」(15a)に「州碑古篆：世傳以爲李陽冰書。按『(新)唐地理志』、州舊名“豪”、至元和三年(808)始益之以水從濠、是時李陽冰已久矣<sup>(8)</sup>。或云：元豊(1078-1085)中郡人錢叔獻見一石刻、云“『濠州碑』及『開元寺碑』、皆江南韓熙載書”」(15a)。濠州は滁州の西北に隣接。『舊唐書』は「淮南道」に「濠州」、『新唐書』は「河南道」に「豪州」に作り、『唐會要』70「州縣改置上」の「河南道」に「豪州、元和三年六月改豪州字爲濠、失印故也」という。韓熙載(902-970)は五代南唐の大官で博学多芸、音律に精しく書画を善くし、特に書では八分書を得意とした。

▼ (61) 篆額「山南西道」四大字：

『輿地碑記目』4「興元府」(29b)・『墨華通考』10「漢中府」に「山南西道額：李陽冰」。興元府は唐の山南西道梁州。篆額「山南東道」四大字(前掲)があるから、これも李陽冰の書である可能性がある。後掲するように、一に李陽冰の篆額という「山南西道新修驛路記」(劉禹錫撰、柳公權書)との関係から考えれば誤伝の可能性もあるが、李陽冰「山南西道」の篆額が「山南西道新修驛路記」の篆額と混同されたことも考えられる。

代宗・大曆九年(774)：五十一歳。春、京兆府戸曹參軍事として上京。

唐・皎然「同顔使君眞卿岷山送李法曹陽冰西上獻書、時會有詔徵赴京」詩に「草見吳洲發、花思御苑開」、唐・李嘉祐「送從叔陽冰祇召赴都」に「見主承休命、爲郎貴晚年。伯喈(“熹平石經”の作者・蔡邕の字)文與篆、虛作漢家賢」。先に考証したように李勉の推薦による上京献書をいうものと考えられる。

「法曹」は法曹参軍事のこと。諸曹参軍事(正七品下)は開元初から用いられた府の官職名であり<sup>(9)</sup>、州の諸司参軍事(従七品上)に相当する。ただし皎詩にいう「李法曹」は「李戸曹」の誤りである可能性が高い。大曆十二年建の「平蠻頌」は、明・張鳳鳴『桂故』8「雜誌」がほぼ全文を収めており、李陽冰の署銜を四庫全書所収本では「□州府戸曹参軍李陽冰篆額」に作るが、筆者の見た

<sup>(8)</sup> 独孤及は大曆三年に濠州刺史になっているが、今日の「爲張濠州謝上表」・「謝濠州刺史表」等(『全唐文』385)、「濠」に作る。

<sup>(9)</sup> 『唐六典』30「三府督護州縣官吏」。

桂林図書館蔵清抄本では「廣州府戸曹參軍李陽冰篆額」に作っている。これによれば、嶺南節度使の法曹参軍事であったことになる。そうならば、李勉は大曆七年十一月に嶺南節度使から工部尚書として召還されているわけだから、それまで李陽冰は李勉の府下で法曹参軍事として広州にいたということも考えられる。しかし「上李大夫論古篆書」にいう「寒天已暮、闇燭之下、應令書之。霜深筆冷、未窮體勢」は、亜熱帯に属する広州にいた者の言とは考えにくい。また、詳しくは後述するように「平蠻頌」の拓本によれば「廣州」は「京兆」の誤りであると考えられる。つまり李陽冰が上京した当初の官職は「京兆府戸曹参軍」であった。皎詩に「李法曹」とあることによって上京後に京兆府法曹参軍から京兆府戸曹参軍に遷ったと考えられないこともないが、時間的關係からみて、また両官職名が類似していることからみて、「法曹」は「戸曹」の誤りと考えてよかろう。

▼ (62) 篆額并書「滑臺新驛記」〔滑毫節度使李勉撰〕：

『集古録跋尾』7 (13b) に「滑州〔臺〕新驛記：大曆九年」、『集古録目』8 (5b) に「滑臺新驛記：……大曆八〔九〕年八月立」、『墨池編』6 (30b) に「新驛記：李陽冰篆、在滑州」、『宣和書譜』2「李陽冰」に「今御府所藏篆書三：『孝徳訓』・『新驛記』・『千文』」、『金石略』下 (28b)「李陽冰篆書」に「新驛記：滑州」、『金石録』8 (8a) に「唐滑臺新驛記：……大曆九年八月」。『全唐文』437に李勉「滑臺新驛記」、文末に「大曆甲寅歲（九年）八月二日記」。李勉（715-788）は大曆八年三月から十四年まで滑州刺史。

『金石録』は同題の作を二つ録しており、「唐滑臺新驛記：李勉撰、李陽冰篆、大曆九年八月」の後にまた「唐滑臺新驛記：裴某〔撰〕<sup>(10)</sup>八分書、名缺」という。『寶刻類編』8「姓名殘缺」(23b)の「裴：缺」の条に「滑臺新驛記：八分書、（在）滑」というのはこれに拠ったものであろう。この二者は題名は同じであるが書体が異なるから、李勉撰・李陽冰篆額・裴某書ではない。題も本文も李陽冰の篆書による作であったはずである。全文は約三百字におよび、賈耽・舒元輿らが激賞するように、李陽冰の代表作の一つと見なしてよい。それは李陽冰「上李大夫論古篆書」に「陽冰志在古篆、殆三十年」というように、李勉の知遇に応じて自己の篆書学を集大成したものであったともいえよう。

【舒元輿と李陽冰】

「滑臺新驛記」の碑陰には別に銘があった。『集古録跋尾』に「其陰有銘、曰“斯去

(10) 石刻史料新編所収本には「某」と「分」の間に「撰」の書き込みがある。

千載、冰生唐時、……郡人爲吾寶之”。不知作者爲誰。然賈耽嘗爲李騰序『說文字源』、盛稱(李)陽冰此記。耽爲滑州刺史、因見所見而稱之耳」という。その銘は『墨池編』6(22b)に「唐滑州臺銘：李季卿撰、令狐彰書」というものとは異なる。李季卿(709-767)も李陽冰の友であり、李陽冰は大暦二年(767)に李季卿のために多くの作を書いている。令狐彰は上元二年(761)から大暦八年まで滑州刺史、官に卒し、「遺表」によって李勉が滑州刺史に代わった。『集古録跋尾』のやや後、『金石録』28(7a)はその銘を考証して「余嘗攷之、乃舒元興『玉筋〔筋〕篆志』後贊也。其文載于『唐文粹』及『舒元興集』中、歐陽公偶未嘗見之爾」といい、また同じような頃(北宋末)にあって『廣川書跋』8「新驛記」はさらに異同を指摘して「昔歐文忠公嘗疑唐相賈耽爲之。蓋耽喜陽冰書、嘗爲序其『說文字原』。耽後又爲滑州刺史、其爲刻此、或可信也。余考其言、蓋舒元興所爲『玉筋篆志』、謂“斯去千載、冰復去矣、誰能得也、當盡於斯、嗚呼主人”則與今碑陰或異。蓋後人因其文時有改定、以合此記、不足怪也」という。『集古録跋尾』に引く所と舒元興(789-835)「玉筋〔箸〕篆志」(『全唐文』727)を比較すれば、碑陰に刻されていたのは「玉筋篆志」の全文ではなく、その中の贊の部分であったと思われるが、やや異なる。『集古録跋尾』に引く所は「斯去千載、冰生唐時、冰今又去、後來者誰。後千年有人、吾不知之。後千年無人、當盡於斯。嗚呼郡人、爲吾寶之」であるが、「玉筋篆志」の贊詞は「斯去千年、冰生唐時。冰復去矣、後來者誰。後千年有人、誰能待之。後千年無人、篆止於斯。嗚呼主人、爲吾寶之」。また、『全唐詩』873「題語」にも舒元興「題李陽冰玉箸篆詞」を収め、末に「附柳公權筆偈云“圓如錐、鏤如鑿。不得出、只得却。”」と注記する。「題李陽冰玉箸篆詞」は「玉筋篆志」の贊詞部分と全く同じであるから、「玉筋篆志」から採られたもの。いっぽう「滑臺新驛記」の碑陰の銘も、舒元興「玉筋篆志」の贊詞に出るものであるが、やや誤って伝えられており、中には意をもって改めたと思われる部分がある。たとえば「主人」が「郡人」になっているが、それは「主人爲吾寶之」が「玉筋篆志」にいう「六幅」の李陽冰の篆書の所有者を指すのに対して、滑州に建てられた「滑臺新驛記」では意をもって「郡人爲吾寶之」に改められたのであろう。なお、「玉箸」は李陽冰が善くした篆書体の一つ。針を吊したように線が細くて鋭い篆書体「懸針体」に対して線が箸のように太くて弾性のある書体をいう。

舒元興「玉筋篆志」には「(天)受之以趙郡李氏子陽冰、陽冰生皇唐開元天子時。……常問得去嶧山道路、異日將褰足覓之。未去間行長安、會同里客有得(李)陽冰真跡遺在六幅素上者。……吾知冰歿二三十年、其蹤跡流於人間固不甚少」という。歿後「三十年」とすれば舒「志」は舒元興十歳頃の作となるが、「歿二三十年」は概数であり、推測に過ぎない。舒元興(789-835)は「甘露の變」で殺害された晩唐の宰相、婺州東陽県の人。元和八年(813)の進士、当時二十五歳。「未去間行長安」というから、元和八年以前に多くの「陽冰真跡」が世に伝わっていたことを示す資料である。婺州は李陽冰が県令であった処州縉雲の北に隣接。舒元興が見た「六幅」の作品名は未詳であるが、前述したように、秦・李斯の書「嶧山碑」などが考えられる。

代宗・大暦十年(775)：五十二歳。京兆府戸曹參軍事。国学での五經の勘校・書壁に参画(?)。

▼ (63) 篆書「唐大曆十年具官名氏」：

『墨池編』6 (34b)「唐大曆十年具官名氏記：……在洛陽」、『金石錄』8 (8 b)「唐大曆十年具官名氏」、『金石略』下 (28b)「大曆十五〔年〕具官名氏：西京」、『墨華通考』7「河南府」に「李陽冰大曆十五年具官名氏」。大曆は十四年五月に徳宗が即位し、翌一月に建中に改元しているから「五」は「年」の誤り。北宋の「西京」は長安ではなく、汴州（開封）を東京とするのに対して洛陽をいう。

【『五經』壁書と“大唐石經”】

大曆十年、国子監司業（從四品下）張參が漢・許慎『説文』と晋・呂忱『字林』および漢の石經に拠って『五經』を詳定し、それを国子監（国学）内にあった論堂の東西廂の壁に書した。唐の張參「五經文字序例」<sup>(11)</sup>に「人苟趨便、不求當否、字失六書、猶爲壹事、『五經』本文、蕩而無守矣。十年夏六月、有司以職事之病、上言其狀。詔委國子儒官勘校經本、送尚書省、參奉承詔旨。得與二三儒者、分經鉤考而共決之、……卒以所刊、書於屋壁。……命孝廉生顏傳經收集疑文互體、受法師儒、以爲定例。凡一百六十部、三千二百三十五字、分爲三卷。……大曆十一年六月七日、司業張參序」。やや後の劉禹錫「國學新修五經壁記」（『唐文粹』72）に「大曆中名儒張參爲國子司業、始定『五經』、書於論堂東西廂之壁」。

その少し前、大曆七年冬の作である李陽冰「上李大夫論古篆書」に「陽冰志在古篆、殆三十年、……誠願刻石作篆、備書六經、立於明堂、爲不刊之典、號曰“大唐石經”、使百代之後、無所損益、仰明朝之洪烈、法高代之盛事、死無恨矣。……儻歸奏之日、一使聞天、非小人之己務、是大夫之功業」という。李陽冰は唐代における石經の刻立を建議して嶺南節度使李勉が帰朝した後に皇帝に上奏されんことを託し、それがかなって大曆九年春に「獻書」のために上京する。大曆十年に行われた“國學新修五經”の事業は、壁書と刻石という違いはあるが、李陽冰の建議の趣旨に合うものであり、しかも李陽冰が建議して上京した直後に行われている。これは偶然ではなく、何らかの関係があろう。このことはさらに張參と李勉との関係からも考えられる。五經の新修と壁書を主宰した張參は李陽冰を推挙した李勉の幕下にいた。『舊唐書』131「李勉傳」に「其在大官、禮賓下士、終始盡心、以名士李巡・張參以判官」。李勉を介して張參・李陽冰には人脈の関係があり、しかも共に經典の文字に関心をもっている。李陽冰は五經新修壁書の事業に何らかの形で参画したのではなかろうか。この数年後に国子監丞・集賢院直学士になっているのもこれと無関係ではなかろう。張參のいう「有司以職事之病、上言其狀」が李陽冰であるとは限らないとしても、少なくとも李陽冰の建議はこの時の五經壁書の実現に何らかの影響を与えているはずである。

ただし、石經の刻立の建議はそれ以前になかったわけではない。『封氏聞見記』2「石經」に「天寶中、予在太學、與博士諸生共論經籍失正、爲欲建議請立“大唐石經”。遷延未發、而蕃寇海内（天寶十四載755）、文儒道消、至今四十六年（貞元十六年800）、兵革

<sup>(11)</sup> 『全唐文』458。また、『五經文字』三卷の全文は西安碑林に現存。

未息。嗚呼、石經之事亦俟河之清也。おそらく封演らが「大唐石經」の創立を建議しようとしたのは安史の乱の前、天宝年間（742-756）の後期のことである。その後、文宗の大和七年（833）に『九經』の文字の校定と刻石が請奏され、開成二年（837）に完成した。これが西安碑林に現存する、いわゆる“開成石經”である。この時、張參『五經文字』の缺を補い誤を正したのが覆定石經字体官に任せられた翰林待詔唐玄度の撰『新加九經字樣』一卷（西安碑林に現存）である<sup>(12)</sup>。『唐會要』66「國子監」に「其（大和七年833）年十二月、勅：於國子監講論堂兩廊、創立石壁『九經』」というから、大曆十年に『五經』を書した論堂東西廂の壁の前に立石された。

この間、『五經』壁書は何回か修復されている。「元和十三年（890）十一月、（國子監）祭酒鄭餘慶以太學荒墜日久、生徒不振、遂請率文官俸祿、脩廣兩京國子監。時論美之。十四年十二月、鄭餘慶又奏“……脩造文宣王廟及諸屋宇、并脩理經壁”」（『唐會要』66）という「經壁」<sup>(13)</sup>は國子監の『五經』壁書を指すに違いない。また、舒元興（789-835）「問國學記」（『全唐文』727）は国学の高門・論堂・庭など、その配置をよく示しており、「虛堂」「廢地」「無机榻」にして「衰涼」した様を嘆き、荒廢を記して「以論有司」している。これも元和十四年頃のことであろう。舒「記」に「今皇帝傳大寶七〔十一？〕祀、生獻吳蜀鄴禪於邸廟、梟夏逆首、殛潞姦帥、拔魏世家」という。憲宗・元和年間に淮西の吳元濟、蜀の劉闢、夏州の楊惠琳、潞の盧從史、魏博の田弘正など一族の藩鎮を討伐するのに成功している。また、劉禹錫「國學新修五經壁記」に「始定『五經』書於論堂東西廂之壁。……掲揚高懸、積年六十歲、崩剝汚穢、渙然不鮮。……遂以羨贏、再新壁書。……於是學官某等暨生徒凡四百二十有八人請金石刻。……時余爲禮部郎」という。大曆十年（775）から「積年六十歲」というから大和八年（834）頃のことになるが、「六十歲」は還暦をいい、概数を挙げたに過ぎないであろう。劉禹錫が「禮部郎」禮部郎中であつたのは大和三年から五年（831）十月までであるから、五經壁書の修繕はこの間のことである。開成石經は大和七年の開始であるから、その数年前に当たる。この頃にも「請金石刻」、石經の請願があつた。この大和四年前後の請願には鄭覃らが関わっているかも知れない。

#### 【『開元石經』と鄭覃の政策】

『舊唐書』173「鄭覃傳」に「文宗即位、改左散騎常侍。（大和）三年、以本官充翰林待講學士。四年四月、拜工部侍郎。（鄭）覃長於經學、稽古守正、帝尤重之。覃從容奏曰“經籍訛謬、博士相沿、難爲改正。請召宿儒與學、校定六籍、準後漢（熹平石經）故事、勒石於太學、永代作則、以正其闕”。從之。五年、李宗閔・牛僧孺輔政。宗閔以（鄭）覃與李德裕相善、薄之。……六年……。七年春、德裕作相。五月、以（鄭）覃爲御史大

<sup>(12)</sup> 『墨池編』1「文字門」に「唐玄度論十體書」を収めており、同一人物と考えられるが、『墨池編』の題例から見れば「唐の玄度」と解釈すべきである。あるいは「唐唐玄度」を後人が誤って脱字したのであろう。『書畫書録解題』2「作法」は「唐唐玄度」に作って録すが、そうならば「開元中官翰林待詔」という「開元」は「開成」の誤り。また、『宣和書譜』2「篆書」の「唐玄度」に「太宗時待詔翰林」というが「太宗」は「文宗」の誤字。

<sup>(13)</sup> 『冊府元龜』604「學校部・奏議三」に同文が見え、「繕壁〔壁〕經」に作る。また『舊唐書』15「憲宗紀」元和十四年十二月に「國子監督鄭餘慶奏……修國子監」。

夫。……八年……。九年……」という。記述に従えば、鄭覃が大和四年に石經の刻を上奏したことになる。これは「請金石刻」という劉「記」の作が大和三年から五年の間であったのと符合する。しかし鄭覃の記事は他の史料と矛盾する所がある。『唐會要』66「國子監」に次のようにいう。

（大和）七年八月、國子監起請：「准今月九日德音節文、令監司於諸道搜訪名儒、置『五經』博士一人者。……」。勅旨依奏。

其年十二月、勅：「於國子監講論堂兩廊、創立石壁『九經』并『孝經』・『論語』・『爾雅』、共一百五十九卷、『字樣』四十〔？〕卷」。

開成元年、宰臣兼國子祭酒鄭覃奏請「置『五經』博士各一人、緣無祿俸、請依『王府官例』給祿粟」。從之。

二年八月、國子監奏：「得覆定石經字體官・翰林待詔唐玄度狀、伏准大和七年〔十〕二月五日勅、覆『九經』字體者。……纂錄爲『新加九經字樣』一卷。……」。勅旨依奏。

また『舊唐書』17下「文宗紀」には次のようにいう。

（大和七年）八月……降詔（德音）：「……皇太子方從師傅傳授『六經』、……宜令國子選名儒、置五經博士各一。其公卿士族子弟、明年已後、不先入國學習業、不在應“明經”・“進士”限。其進士舉宜先試帖經、并略問大義、取經義精通者放及第。……」。……

（開成二年）冬十月辛卯朔、……癸卯（13日）、宰臣・判國子祭酒鄭覃進『石壁九經』一百六十卷。時上好文、鄭覃以經義啓導、稍折文章之士、遂奏置五經博士、依後漢蔡伯喈刊碑于太學、創立『石壁九經』、諸儒校正訛謬。上又令翰林勒字官唐玄度復校字體。

「一百五十九卷」と「一百六十卷」は『新加九經字樣』一卷を加えたものとの違いであろうが、『字樣』四十卷は『五經文字』三卷と『新加九經字樣』一卷を加えた四卷の誤りであろうか。また、『唐會要』の「二年八月、國子監奏」は唐玄度「九經字樣牒文」（現存）を指しており、それに「准大和漆年拾貳月伍日勅、……開成二年八月十二日牒」とある。「開成二年十月辛卯朔」の「癸卯」は十三日、いっぽう「開成二年八月」の「十二日」は癸卯。『舊唐書』の開成二年十月の「癸卯」の八月の「癸卯」のようにも思われる。しかし『冊府元龜』608「學校部・刊校」に「鄭覃爲門下侍郎平章事兼國子祭酒。初、文宗詔：國子監『九經』石本、所司較勘、尚有舛誤、傳於永久、必在精詳、宜令卒更、令韓泉充詳定石經官就集賢（院）審校勘、仍旋送國子監上石。開成二年十月、覃進『石壁九經』一百六十卷」といい、『通鑑』245「開成二年」にも「冬十月、國子監石經成」とする。これらによれば、石經は大和七年（833）十二月に裁可され、開成二年（837）八月に『新加九經字樣』が完成、十月に石經が完成、上進されたものようである。この間について『冊府元龜』608に「周墀爲起居舍人・集賢殿學士。開成元年正月、中書門下奏：墀及監察御史張次宗禮部員外郎・孔溫業兵部員外郎集賢殿直學士・崔球等同就集賢院勘校『經典釋文』」というのは石經のための刊校であり、これは『舊唐書』173にいう「時太學勒石經、（鄭）覃奏起居郎周墀・水部員外郎崔球・監察御史張次宗・禮部員外郎〔孔〕溫業等校定『九經』文字、旋令上石」に符合する。今これによって事業過

程の記事を補足することができる。

いずれにしても『舊唐書』の「鄭覃傳」にいう「四年」の石経に関する記事と矛盾する。あるいは大和四年に鄭覃の上奏があり、開始されたのが大和七年なのであろうか。今、鄭覃の上奏がすでに大和四年にあったかどうか断定できないが、劉「記」によってこの頃に石経の請願があったことは確かである。なお、『新唐書』165「鄭覃傳」は基本的に『舊唐書』本傳と同じであり、それに拠りながら簡約にしたものと思われるが、「四年」の石経の記事を省いている。

開成石経の創立は当時の政局と密接に関係している。それは郷貢進士出身者勢力に対して講じられた鄭覃による一連の政策であった。鄭覃が開成元年（836）に五経博士を置いたのは大和七年八月の詔「王府官例」に依ったものであり、それは「不先入國學習業、不在應“明經”・“進士”限。其進士舉宜先試帖經、并略問大義、取經義精通者放及第」（『舊唐書』17下）という経学重視の改革案であった。また同時に「其（進士）所試“詩賦”並停者」（『唐會要』76「貢舉」）されており、さらに翌八年十月にも礼部の奏に「進士舉人、自國初以來、試“詩賦”・“帖經”・“時務策”五道。中間或暫改更、旋即仍舊。蓋以成格可守、所取得人故也。去年八月勅節文：“先試帖經・口義・議論等”」（『唐會要』76「貢舉」）という。このような状況下で、つまり科挙試における詩賦から帖經への転換の建議された四ヶ月後に“石壁九經”の創立の詔が下されるのである。鄭覃の石経の創立は経学重視の科挙試に備えるものであるが、じつは進士科における詩賦の試験の廃止によって郷貢進士出身の官僚勢力を抑制し、代わって学館出身者勢力の強化を図らんとする政治的な狙いがあった。開成元年、宰相鄭覃は石経の完成を目前にしてついに進士科の廃止にまで踏み切る。『舊唐書』173「鄭覃傳」に「覃雖精經義、不能爲文、嫉進士浮華、開成初、奏禮部貢院宜罷進士科」という。当時、李徳裕ら門蔭派・学館出身者と牛僧孺・李宗閔ら郷貢出身者が入れ替わり宰相となって派閥をなし、左遷を繰り返して激しく対立していた。唐史のいわゆる“牛李党争”である。鄭覃は旧宰相鄭珣瑜の子であり、同じく旧宰相李吉甫の子である李徳裕と共に牛党に対抗していた。開成石経の創立はこのような政治的対立を背景にした門蔭派勢力のとった政策の重要な一つであるが、先に大暦年間に張参によって行われた『五經』の新修と壁書にも似たような状況がある。

### 【大暦壁経と政局】

大暦壁経を作った理由について張参「五經文字序例」に次のようにいう。

今制國子監置書學博士、立『說文』・石經・『字林』之學、舉其文義、歲登下之、亦古之小學也。自頃、考功・禮部課試貢舉、務於取人之急、許以所習爲通、人苟趨便、不求當否、字失六書、猶爲壹事、『五經』本文。蕩而無守矣。

経書の学習は書学（学校）だけでなく<sup>(14)</sup>、吏部・礼部の受験でも必要であったが、当時、

(14) 『唐六典』21「國子監」に「丞一人、……。丞掌判監事。凡六學生（國子・太学・四門・律学・書学・算学）每歲有業成上于監者、以其業與司業・祭酒試之」、「國子……。其習經有暇者、命習隸書并『國語』・『說文』・『字林』・『三蒼』・『爾雅』」、「書學……。以石經・『說文』・『字林』爲專業、餘字書亦兼習之。石經三體書限三年業成、『說文』二年、『字林』一年」、同書2「吏部」に「明書則『說文』六帖、『字林』四帖」。

文学重視派と経術重視派の対立があり、張参と『五經』の新修事業は後者に立つものであった。

権徳輿「東都留守杜公（亞）神道碑銘」（貞元十四年798）（『全唐文』497）に「以志氣才業・英華博厚、合於彭城劉公晏・贊皇李公栖筠；以道義經術・研機盡性、合於司徒楊公綰・司業張公參」という。劉晏・李栖筠・楊綰・張参はいずれも徳宗朝において前代・代宗朝の名臣として回顧されている。劉晏（716?-780）・李栖筠（719-776）は宰相・節度使として活躍、ともに詩文を善くし、時の宰相元載と対立していた。一方で併称される楊綰・張参は「道義經術」儒術経学が共通しているだけでなく、官職の上でも緊密な関係があった。張参については史書に伝はなく、記事もほとんど見られないが、楊綰は宰相にまでなった有名な人物であり、伝が立てられている。伝が大半を割いて載せるのは楊綰の科挙改革案であり、かれは礼部侍郎に再遷した広徳二年（764）、「幼能就學、皆誦當代之詩、……『六經』則未嘗開卷、『三史』則皆同掛壁」という現状に対して「經義并策通爲上第、……望請與明經・進士并停」（『舊唐書』119「楊綰傳」）、孝廉にして儒経を修めている者を推挙して試問する制度を建議したことで知られる。当時、この問題は官界で大いに議論され、給事中李栖筠・尚書左丞賈至らの賛成を得たが、宰相元載らの反対であって果たされなかった。元載は大暦十二年に自尽を賜い、かわって楊綰・常袞が宰相になるが、また楊綰と常袞も対立していた。楊綰は経術派であるが、常袞は「中外百司奏請、皆執賦興、權與匹夫等、尤排擯非文辭登科第者。……（常）袞與（楊）綰志尚素異、嫉而怒之」（『舊唐書』119「常袞傳」）というように、進士科を重視する文学派であった。現に兩派は人事をめぐることも衝突しており、「百官俸料寡薄、（楊）綰與（常）袞奏請加之。時韓滉判度支、袞與滉各騁私懷、……滉怒司業張参、唯止給三千」（『常袞傳』）という。常袞・韓滉の派は張参を嫌い、彼らはまた楊綰とも対立していたのである。

このように、楊綰と張参は常袞派の政敵であり、楊綰・張参に共通の政治思想的立場を経術重視に求めることができるが、そもそも張参は楊綰の部下であったのではなからうか。そして張参を国子監司業と為して改革を試みたのではなからうか。楊綰は旧宰相の元載と対立しており、『舊唐書』119「楊綰傳」に次のようにいう。

會（宦官）魚朝恩死（大暦五年）、（元）載以朝恩嘗判國子監事、塵汚太學、宜得名儒、以清其秩、乃奏（楊綰）爲國子祭酒、實欲以散地處之。載貪冒日甚、天下清議、亦歸於（楊）綰、上深知之、以（元）載久在樞衡、未即罷道、仍遷（楊）綰爲太常卿・充禮儀使、以郊廟禮久廢、藉（楊）綰振起之也、亦以觀其效用。是年（大暦十二年）三月、載伏誅。

これによれば楊綰は宦官魚朝恩によって汚された国子監を名儒によって清めるべきであるという元載の巧言によって国子監祭酒に左遷された。大暦五年のことである。その後、太常卿・充禮儀使となっている。『舊唐書』本伝の記載では大暦十二年のこのように見なされているが、『唐會要』37「禮儀使」では「大暦七年」に作る。祭酒は国子監の長官であり、司業はその次官である。つまり大暦十年に『五經』の新修・書壁を行って『五經文字』を撰した司業張参の上司は楊綰であった。そうならば『五經』新修と書壁の事業は、国子監祭酒に左遷されては国子監の振興に当たった楊綰の指示によるもので

あり、張参はその実務に当たった、あるいは新修・壁経の総括である『五經文字』を撰したに過ぎないという可能性が高い。少なくとも『五經』の新修と書壁は経術重視の学校改革によって国政の振興を図らんとした楊綰の意思にかかっており、その支持を得て行われたものである。しかし楊綰（?-777）は壁経の完成した翌年に卒し、政界はしばらく文学重視の宰相常袞（729-783）の独壇場となる。『新唐書』198「儒學傳」に「自楊公綰・鄭餘慶・鄭覃等以大儒輔政、議優學科、先經誼、黜進士、後文辭、亦弗能克也」という所以である。

代宗・大暦十二年（777）：五十四歳。京兆府戸曹参軍事。長安に在り。

● (64) 篆額「大唐故開府儀同三司贈揚州大都督高公神道碑」〔駕部員外郎韓炎撰、將作少監張少悌行書、徐濟刻〕<sup>(15)</sup>：

『潜研堂金石文跋尾』7 (19b)、『金石萃編』100 (23a)、『全唐文補遺（1）』（1994年）「唐故開府儀同三司兼内侍監贈揚州大都督陪葬秦陵高公（力士）神道碑并序」（p35）。落款に「大暦十二年歲次丁巳五月辛亥朔十一日辛酉奉勅立石、太中大夫・守將作少監・翰林待詔張少悌奉勅書、京兆府戸曹参軍李陽冰篆額□□、徐濟刻字」。韓炎については未詳、張少悌には「大唐彭城郡劉氏權寧墓誌銘」（張少悌妻劉鴻墓誌、楷書）があり、それに「前將作少監張少悌述。……建中二年（781）」という。

▼ (65) 篆額「唐鮮于氏里門記」〔禮部郎中韓雲卿撰、梁州長史韓秀實八分書〕：

『金石録』8 (9b) に「唐鮮于氏里門記上：韓雲卿撰、韓秀弼〔實〕八分書、李陽冰篆。大暦十二年五月」・「唐鮮于氏里門記下」として二篇を載せる。これは長文であることによる。いっぽう『墨池編』6 (18a) に「唐鮮于氏里門頌：韓秀實八分、在閩州新政」、『金石略』下 (36a) に「鮮于氏里門記；未詳。右韓秀弼〔實〕八分書」・「鮮于氏里門碑：閩州。右韓秀實八分書」。これは『輿地碑記目』4 (30b)「閩州」にいう「鮮于氏神道碑：一在三教院崖上、一在墓田。其文與書皆出顏魯公」と関係があろう。『八瓊室金石補正』64は「平蠻頌」に見える結銜によって『金石録』のいう「弼」は「實」の誤字であるとする。秀弼と秀實は兄弟。また、『金石録』に「李陽冰撰」とあり、「撰」も「篆」の誤字であるとし、「趙録誤」といって『金石録』の杜撰を印象づけているが、宋本<sup>(16)</sup>ではいずれも「篆」に作っている。

▼ (66) 篆額「平蠻頌」〔禮部郎中韓雲卿撰、梁州長史韓秀實八分書〕：

『粵西金石略』1 (5b)、『金石續編』8 (43a)、『八瓊室金石補正』64 (14ba)、

(15) 『北京圖書館藏中國歷代石刻拓本匯編・第二七冊・唐』（p151）「高力士墓碑」。

(16) 古逸叢書本・石刻史料新編所収本。

『全唐文』441。

【李陽冰の結銜“京兆府戸曹參軍”】

『粵西金石略』・『金石續編』は署銜部分を「□□□□李陽冰篆額」とするが、『八瓊室金石補正』は「□□□□□□李陽冰篆額」として「李陽冰署銜七字磨泐、不可辨、僅空五格。……李陽冰、趙郡人、《宰相世系表》載其爲“將作少監”。此刻列銜已缺、審之、“李”上似“率”、不審何官」というから、「□□□□□率李陽冰篆額」であろうと考えている。石刻は桂林市鉄封山の西端の懸崖に現存しており、筆者の調査によれば「□□□□□陽冰篆□」と判読できる。明・張鳴鳳『桂故』8「雜志」（桂林図書館藏清抄本）は「平蠻頌」を収録しており、「廣州府戸曹參軍李陽冰篆額」（四庫全書本は「廣」を脱字）に作っている。皎然「同顔使君眞卿岷山送李法曹陽冰西上獻書、時會有詔徵赴京」詩にいう「法曹」も李陽冰の官であり、したがって「法曹」から「廣州府戸曹參軍」に移ったことも考えられる。しかし『北京図書館藏中國歷代石刻拓本匯編・唐』第27冊（p152）に「平蠻頌」の拓本（影印）を取めており、それによれば「□□府戸曹參軍□陽冰篆額」のように読める。「陽」の上は「李」であり、「李」の上は拓本の影印本では「其」のような字形であって明らかに「率」字ではなく、その上に「戸曹參」とあることによって「軍」字であると判読される。文中には「大唐大曆十二年八月……建」とあり、これは韓炎「唐故開府儀同三司兼内侍監贈揚州大都督陪葬泰陵高公（力士）神道碑并序」に「大曆十二年歲次丁巳五月辛亥朔十一日辛酉奉勅立石。……京兆府戸曹參軍李陽冰篆額」とあるのと同年の立石であり、したがって「平蠻頌」も「京兆府戸曹參軍李陽冰篆額」であると考えてまず間違いない。

【韓雲卿・韓擇木・李陽冰の交流】

李陽冰には韓擇木・韓秀実の親子二代にわたる合作が多い。韓愈「蝌蚪書後記」に「愈叔父（韓雲卿）當大曆世、文辭獨行中朝。天下之欲銘述其先人功行取信來世者、咸歸韓氏。於時、李監陽冰獨能篆書、而同姓叔父（韓）擇木善八分、不問可知其人、不如是者不稱三服、故三家傳弟子往來。貞元中（十二年796）、愈事董丞相幕府於汴州、識開封令（李）服之者、陽冰子。授余以其家蝌蚪《孝經》・漢衛宏《官書》、兩部合一卷、愈寶蓄之而不暇學。……（元和）十一年（816）六月四日、右庶子韓愈記」という。後に朱長文『續書斷』上「韓擇木傳」に「擇木當肅宗世以八文得名。是〔時〕韓雲卿以文顯、李陽冰以篆顯、擇木以八分顯、天下欲銘其先人功者、不得此三人、不稱三服」というのはこれに拠ったものである。韓愈の父は雲卿の兄、仲卿。李白「武昌宰韓君（仲卿）去思碑」（『全唐文』350）に「雲卿、文章冠世、拜監察御史、朝廷呼爲子房（漢・張良）」。「李服之は李陽冰の子、韓愈は叔父・韓雲卿の子、韓秀実は韓擇木の子。三家は子弟にわたって交流があり、代宗・徳宗朝の文芸をリードしてきた。韓雲卿と韓愈の兄・韓會（738?-779?）は独孤及・柳識・崔祐甫らとともに李華の知遇を得た古文作家である<sup>(17)</sup>。

李陽冰と韓擇木・韓秀実との合作はある時期を境に交替している。「唐萬年縣令徐昕碑」（大曆四年）は韓雲卿撰・韓擇木八分書・李陽冰篆額、「唐贈梁州都督徐秀碑」（大曆五年）は顏真卿撰・韓擇木八分書・李陽冰篆額であるから、李陽冰は大曆五年までは韓

(17) 『新唐書』203「李華傳」に「華愛瑛士類、名隨以重。若獨孤及・韓雲卿・韓會・李紆・柳識・崔祐甫・皇甫冉・謝良弼・朱巨川、後至執政顯官」。

擇木と合作していたが、大暦十二年頃から韓秀実との合作が多くなる。この交替は、その間に韓擇木が卒したことによるものであろう。朱閔田 (p608) は韓擇木について「卒于代宗朝大暦六年先後」というが、大暦六年中あるいはそのよりも後であろう。韓擇木の書は「信行禪師碑」(大暦六年閏三月)・「楊仲昌後碑」(大暦六年七月)・「慈恩寺莊地碑」(大暦六年八月)・「大徳戒律師碑」(大暦六年)など、大暦六年中の作を最後にして、それ以後の作が著録では見えず、代わって韓秀実の作が多くなる。そこで韓擇木は大暦六年(771)冬か七年中に卒したと思われる。また、『集古録目』8(3b)「楊仲昌後碑」に「太子少保致仕韓擇木……大暦六年追立」というから、この頃すでに七十歳になっていた。したがって韓擇木(703?-772?)は大暦七年(772)に卒したとすれば、生年は武周・長安三年(703)あるいはその少し前である。

代宗・大暦十三年(778)：五十五歳、京兆府戸曹參軍事。

▼(67)篆額「唐太子典膳郎鄭君碑」〔(左補闕・翰林學士)李翰撰、(潁陽縣丞)徐珙八分書〕：

『金石録』8(10b)に「李翰撰、徐珙八分書、李陽冰篆、大暦十三年十月」。

李翰は李陽冰篆額「唐法慎律師碑」(大暦八年)の撰者である李華(715-774)の子。『舊唐書』190下「蕭穎士傳」に附す「李華傳」は簡略であり、「上元中(760-762)爲衛縣尉、入朝爲侍御史」で終わっているが、『新唐書』203「李華傳」はやや詳しく「(李)華累遷左補闕・翰林學士。大暦中、病免、客(河南府)陽翟(縣)、卒」という。『新唐書』は恐らく梁肅「補闕李君(翰)前集序」に「弱冠進士登科、解褐衛縣尉、其後以書記再參淮南節度軍謀、累遷大理司直。天子聞其才、召拜左補闕、俄加翰林學士。……因疾罷免……君既退、歸居於河南之陽翟」というのによって補足したものであろう。梁肅「送李補闕赴少室養疾序」にも「補闕」と称しているから、嵩山に隱退するまでは左補闕の官にあり、大暦十三年十月までは長安にあり、後に建中元年(780)三月に李翰撰・李陽冰篆額の「唐立漢黃公碣」を合作しており、これは陽翟県に立てられていたから、李翰は建中元年には隱退していると考えられる<sup>(18)</sup>。

徐珙とは「有唐相國贈太傅崔公(祐甫)墓誌銘」(建中元年780)の合作がある。「有唐安平縣君贈安平郡夫人王氏墓誌」<sup>(19)</sup>に「潁陽縣丞徐珙書。……大暦十三

<sup>(18)</sup> 『唐五代文學編年史・中唐卷』(p348)は「補闕李君(翰)前集序」を建中元年八月の作とし、胡大浚『梁肅文集』(甘肅人民出版社2000年)「梁肅年譜」(p234)は「補闕李君(翰)前集序」・「送李補闕赴少室養疾序」を大暦十三年の作とするが、大暦十三年十月の後、十四年の可能性もある。

<sup>(19)</sup> 周紹良『唐代墓誌彙編(下)』(上海古籍出版社1992年、p1803)、北京圖書館藏拓本。徐珙は大暦・建中間に比較的著名な書家であったと思われるが、詳しいことはわからない。この他に「唐故使持節上柱國口君夫人丘氏墓誌銘」(『唐文拾遺』21、『全唐文新編』↗

年歲次戊午」。

以下のものも長安での作であり、確証はないが、早期の作ではなかろうか。

▼ (68) 篆書「楚金禪師碑」〔?撰〕：

『天下金石志』6 (2b)「西安府」に「一吳通微書、一李陽冰書」。

『墨池編』6 (20b)「楚金禪師碑：吳通微書、在京兆」、『集古錄目』8 (15a)に「楚金禪師碑：紫閣山草堂寺沙門飛錫撰、中書舍人翰林學士吳通微書。……碑以貞元二十一年(805)七月立」といい、吳通微書のみ録すが、これについては唐代の記録『歴代名畫記』3 (14a)「兩京寺觀等壁畫」の「千福寺」に「楚金和尚法華感應碑：顏魯公書、徐皓題額。碑陰：沙門飛錫撰、吳通微書」というから、有名な岑勛撰・顏真卿正書・徐皓隸額「西京千福寺多寶佛塔感應碑」(天寶十一載752)の碑陰に刻された沙門飛錫撰「楚金禪師碑」(貞元二十一年805)である<sup>(20)</sup>。楚金は多宝塔を造った僧。『宋高僧傳』24「唐京師千福寺楚金傳」によれば乾元二年(759)に示寂。ただし千福寺内には他にもいくつか碑銘があった。『歴代名畫記』には更に「楚金眞：吳畫。……院(西塔院)門北邊碑：顏魯公書、岑勛撰」といい、また『墨池編』6 (24b)には「唐千福寺多寶塔銘：劉秦書」という。西塔院門北にあった碑は「西京千福寺多寶佛塔感應碑」であると思われる。「千福寺多寶塔銘」の書者劉秦は『述書賦』に見える乾元(758)以前の書家、おそらく翰林待詔であった<sup>(21)</sup>。『天下金石志』にいう「李陽冰書」の「楚金禪師碑」は李陽冰の活躍時期から見てもこれらとは別のものである。

▼ (69) 篆書「千福寺石井欄題名」：

『歴代名畫記』の「千福寺」に「院門北邊碑：……造塔人〔木匠李伏横・石作張愛兒〕石井欄篆書〔李陽冰、石作張愛兒〕」(〔 〕は小字夾注)。これによれば造塔の関係者名を石工の張愛兒が造った石井戸の欄干に李陽冰の篆書を刻したと思われる。『天下金石志』が「楚金禪師碑」を「一吳通微書、一李陽冰書」というのは『歴代名畫記』のこのような記載に基づいたものかも知れない。『天

ノ358)に「洛陽進士徐珙撰并書」とあり、「□□□□壬午元祀」というのは天寶元年歲次壬午(742)であろう。張式「大唐故銀青光祿大夫彭王傳上柱國會稽郡開國公贈太子少師東海徐公(浩)神道碑銘并序」(『全唐文』445)・徐浩「古迹記」(『墨池編』4)・徐浩「唐故朝議郎行馮翊郡司兵參軍徐府君(浚)墓誌銘」(朱関田p266)によれば、著名な書家徐浩の子に璿・現・璿・璿・璿・璿、兄徐浚に瑣・瑣・瑣がいたことが知られるから、その従兄弟ではなかろうか。

<sup>(20)</sup> 西安碑林に現存。また『全唐文』379「岑勛」・916「飛錫」に収める。

<sup>(21)</sup> 『述書賦』の「自武德以來訖於乾元之始、翰墨之妙、可入品流者、咸備書之」の注に「馬氏妻劉秦妹等」、また「馬氏劉氏、臨效逼斥」の注に「翰林書人劉秦妹、婦馬氏」。

『下金石志』にいう「李陽冰書」の「楚金禪師碑」があったかどうか他の資料によって確認はできないが、千福寺に李陽冰の篆書があったならば、それは「石井欄」だけではなからう。

代宗・大暦十四年(779)：五十六歳、國子監丞・集賢院直学士(?)。

▼(70) 篆題「唐裴曠改葬碑」〔(左司員外郎?) 崔造撰、(太子中允翰林待詔) 韓秀弼八分書〕：

『金石略』下(35b)に「裴公碑：西京。……。御史中丞裴曠改葬碑：崔造文、李陽冰篆題。(小字注)未詳。……右韓秀弼八分書、『訪碑錄』(『寶刻叢編』4「西京・清河縣」(21a)に引く)に「唐裴公碑：唐崔造撰、韓秀弼書。大暦十四年」。『金石略』にいう「裴曠改葬碑」と西京(唐の河南府)にあった「裴公碑」の二つは同一の碑ではなからうか。あるいは『金石略』にいう「裴公碑」(西京)は「明州刺史裴公紀德碣銘」(明州、建中二年781)と混同されている可能性もある。『墨池編』6(14a)同題には「韓秀弼八分」というのみで、李陽冰については記していない。

『集古録目』8(9a)「贈司徒馬瓘新廟碑」に「太子中允翰林待詔韓秀實分書題額。……大暦十四年七月立」。『舊唐書』130「崔造傳」に「浙西觀察使李栖筠引爲賓僚、累至左司員外郎。與劉晏善、及晏遭楊炎・庾準誣奏伏誅、造累貶信州長史」、『新唐書』150「崔造傳」もほぼ同じ。尚書左僕射劉晏が平章事楊炎らによって忠州刺史に貶謫されたのは建中元年二月。

建中元年にはすでに國子監丞・集賢院直学士の官職にある。この昇進・転職は大暦十四年五月の代宗崩御と徳宗即位による政権の交替に始まるのではなからうか。

徳宗・建中元年(780)：五十七歳。國子監丞・集賢院直学士。

●(71) 篆額「舜廟碑」〔禮部郎中韓雲卿撰、梁州長史翰林待詔韓秀實八分書〕<sup>(22)</sup>：

『粵西金石略』1(7b)、『金石續編』9(1a)、『八瓊室金石補正』65(1a)、『全唐文』441「韓雲卿」。文末に「建中元年歲次庚申三月景寅朔二日丁卯建」。

【「舜廟碑」に見える結銜と作年】

錢大昕『潛研堂金石文跋尾』7(24a)に「歐(歐陽修『集古録跋尾』)・趙(趙明誠『金石録』)・陳(陳思『寶刻叢編』)三家皆未著録。(南宋)王象之『輿地碑目』稱“靜江府有

<sup>(22)</sup> 『北京圖書館藏中國歷代石刻拓本匯編・第二九冊・唐』(p9)、『中國西南地區歷代石刻匯編・第九冊・廣西桂林卷』(p8-9)に拓本を収める。

虞帝廟碑、唐李陽冰篆”、而不載撰書人姓名、(明)于奕正『(天下)金石志』以爲韓雲卿撰、又不及書篆者、皆攷之未審也。……粵西石刻以此爲最佳、而收藏家多不著録。『全唐文新編』441「韓雲卿」(8冊p5156)は「虞帝廟碑銘」に誤る。楊震方『碑帖叙録』(1982年)「舜廟碑」(p187)に「在廣西桂林虞山、韓雲卿撰、韓秀實書。篆額缺二三?字、李陽冰書」というが、篆額は三字とも現存している。『粵西金石略』は「京兆□□□□□□□□冰篆額」、『金石續編』・『八瓊室金石補正』は「京兆□□□□□□□□冰篆額」に作る。石刻は桂林虞山の南崖に現存しており、筆者が調査したところ、「京兆」と「冰篆額」は残っており、「冰」の右は「府」(04行)・「郎」(03行)と並んでいるから、「兆」下から「冰」上までの缺字は七字。今、同人の他の碑と対照すれば次のようになる。

高力士碑 : 「京兆府戸曹參軍李陽冰」=大曆十二年(777)五月  
 平蠻頌拓本 : 「□□府戸曹參軍李陽冰」=大曆十二年(777)八月  
 舜廟碑原石 : 「京兆□□□□□□□□冰」=建中元年(780)三月

「冰」の上は「李陽」であり、「京兆」の下は「府」であるから、「舜廟碑」も「京兆府戸曹參軍李陽冰」であったに相違ない。しかしこの結銜は同年の碑等にいう所と合わない。「舜廟碑」原石の末には「大唐建中元年□□□□□月景寅朔二日丁卯□」とある。建中元年は庚申。建中元年「景寅朔」の月は三月。そこで缺文を補えば「建中元年〔歲次庚申〕三月景寅朔二日丁卯〔建〕」であったに相違ない。つまり建元元年三月に「京兆府戸曹參軍」であったことになるが、これは建中元年およびそれ以後の作に國子監丞・集賢院學士とするのと矛盾する。たとえば「建中元年七月」の「顏惟真家廟碑」に「集賢院學士李陽冰」といい、建中元年十一月の「唐相國贈太傅崔公(祐甫)墓誌銘」に「國子丞李陽冰篆」、さらに建中二年十月の「刺史王密德政碑」にも「國子監丞李陽冰」という。そこで建中元年の三月に「京兆府戸曹參軍」、七月に「集賢院學士」、十一月に「國子丞」であったということは、この間に官が遷ったと考えられる。なお、朱闕田(p503)は『舊紀』：“六月己亥朔、御丹鳳樓……四品以下加一階”によって、李陽冰が京兆府戸曹(正七品下)から國子監丞(從六品下)に昇ったのを大曆十四年とする。これは徳宗の即位にとまなう特別昇級。

しかし、これは韓秀実の結銜と合わない。『集古録目』8の「昭義節度使薛崇神道碑」・「贈工部尚書郝玉碑」・「刑部尚書李光進碑」・「馬璘新廟碑」や『匱齋藏記』26の「李氏志」<sup>(23)</sup>にも韓秀実の結銜が見える。今、それらを対比すれば次のようになる。

薛崇碑 : 大曆 八年(773)「 梁州都督府長史 翰林侍詔」  
 郝玉碑 : 大曆 九年(774)「 前梁州都督府長史 翰林院侍詔」  
 李光進碑 : 大曆 十年(775)「 梁州 司馬」  
 平蠻頌 : 大曆十二年(777)「朝議郎守梁州都督府長史武陽縣開國男翰林侍詔」  
 李氏志 : 大曆十三年(778)「朝議郎守太子中允 武陽縣開國男翰林侍詔」  
 馬璘新廟碑 : 大曆十四年(779)「 太子中允 翰林侍詔」  
 舜廟碑 : 建中 元年(780)「□議□□□□□□府長史武陽縣開國男翰林□詔」

これに拠れば韓秀実の職事官は大曆十三年に梁州都督府長史から太子中允に遷っているから、建中元年に再び梁州都督府長史に復したとは考え難い。「舜廟碑」にいう「建中

(23) また、『唐代墓誌彙編(下)』(p1809)「大曆〇六九」。

元年……建」は碑の建年をいうものであって、碑文の撰年は正文にいう大暦十一年あるいは「平蠻頌」の同じ大暦十二年ではなかろうか。

「舜廟碑」の正文は八分書であるが、最後の一行「大唐建中元年□□□□月景寅朔二日丁卯□[建]」のみは楷書である。この形式は「平蠻頌」が全文八分書であるのと異なる。「舜廟碑」の末にいう「建中元年」は「建」つまり立石の年をいうが、本文によれば桂州刺史李昌巖が舜廟を改修したのは「大暦十一年」である。また、「平蠻頌」は大暦十二年の建立であるが、この「頌」は李昌巖の夷蛮平定の功績を頌えるものであり、「舜廟碑」にも夷蛮平定の功績が記されており、「大暦十一年……是歳、寇賊殲平、年穀登稔」といい、「平蠻頌」にも「大暦十一年、桂林象郡之外有西原賊……隴西縣南昌巖領桂州都督兼御史中丞、持節招討」とあるから、平蠻は大暦十一年秋のことであり、撰文は当然それ以後である。これは「平蠻頌」の建年である大暦十二年八月に近い。つまり「平蠻頌」と「舜廟碑」は両者ともに李昌巖の事績を在任中に同一人物に依頼して撰し、書したものと考えられる。したがって両者の撰・書はほぼ同じ時期でなければならない。そうならば撰者・書者の結銜も同じであってよい。以上によって、「舜廟碑」での李陽冰の結銜は「京兆府戸曹參軍」であるが、「建元元年三月……建」は刻石・建碑の年代であって撰文はそれ以前、大暦十二年であると考えてまず間違いなかろう。

▼ (72) 篆額「唐立漢黃公碣」〔李翰撰、檢校禮部郎中張從申行書〕：

『墨池編』6 (28b)「唐漢黃丞相新廟碑」、『金石錄』8 (12b)「唐立漢黃公碣：……建中元年三月」、『寶刻叢編』5 (9b)「許州」に「唐立漢黃公廟碑：在陽翟」。『續書斷』下「張從申」に「遊山谷、見祖塔之側有一小碣、視其迹乃(張)從申在建中時所作、而人未嘗省、……乃從申之合作者也、題其銜曰“檢校禮部郎中”」。梁肅「補闕李君(翰)前集序」に「召拜左補闕、俄加翰林學士。……因疾罷免……君既退、歸居於河南之陽翟」。『寶刻叢編』にいう宋の許州陽翟県は唐の河南府陽翟県。

● (73) 篆額「顔氏家廟之碑」〔吏部尚書顔真卿撰并正書〕<sup>(24)</sup>：

『集古錄目』8 (10a)「顔惟貞家廟碑」、『金石錄』8 (12b)「唐顔氏家廟碑」(上・中・下)、『全唐文』340に「唐故通議大夫行薛王友柱國贈秘書少監國子祭酒太子少保顔君碑銘」。文中に「集賢學士李陽冰」「建中元年七月」。『集古錄目』に「集賢院學士李陽冰」。開元十三年の詔に「院内五品已上爲學士、六品已下爲直學士」<sup>(25)</sup>。この時の李陽冰の署銜「集賢學士」「集賢院學士」は集賢院直學士の略称。篆額は「顔氏家廟之碑」六字。『金石錄』の碑題はこの略称による。

● (74) 篆蓋「有唐相國贈太傅崔公(祐甫)墓誌銘」〔吏部侍郎邵説撰、前河南府潁陽縣丞徐珙書〕<sup>(26)</sup>：

<sup>(24)</sup> 西安碑林に現存。

<sup>(25)</sup> 『唐會要』64「史館下・集賢院」。

『唐代墓誌彙編（下）』（p1822）所収（開封博物館蔵石）によれば、蓋文は「有唐相國贈太傅崔公墓誌銘」、誌文に「有唐中書侍郎同中書門下平章事常山縣開國子贈太傅博陵崔公墓誌銘并序：吏部侍郎邵説撰、……、國子丞李陽冰篆。……建中元年……其年十一月廿四日、有司奉詔、備禮葬於河南邙山之先塋」。李陽冰の結銜「國子丞」は国子監丞（従六品下）の略称。崔祐甫（721-780）は独孤及とともに李華に知遇を受けた古文作家。崔祐甫に「常州刺史獨孤公神道碑」があり、権徳輿に「崔祐甫文集序」がある。

徳宗・建中二年（781）：五十八歳。國子監丞・集賢院直学士。

▼(75) 篆額「唐明州刺史裴公(倣)紀徳碣銘」〔越州刺史王密撰、顔真卿書?〕:

『集古録跋尾』7 (11a)「裴公紀徳碣銘」に「大曆八年：明州」、『墨池編』6 (17a)「明州裴倣紀徳頌：乾元二年、王密撰、顔真卿書、李陽冰篆」、『金石録』8 (7b)「唐明州刺史裴公紀徳碣」、『金石略』下 (28a)「李陽冰篆書」に「刺史裴恭〔倣〕紀徳碑：明州」、『墨華通考』3「寧波府」に「刺史裴恭〔倣〕記〔紀〕徳碑」、『全唐文』791に王密「明州刺史河東裴公紀徳碣銘并序」。

『集古録跋尾』には同題名の作を二篇収め、作者・作年について一本（『集本』に拠る）には「大曆八年（773）」「唐越州刺史王密撰、國子監丞・集賢院學士李陽冰篆」というが、「又別本」（『眞蹟』に拠る）には「王密撰」とするのみ。『金石録』も「唐明州刺史裴公紀徳碣」二篇を録して「唐鏡智禪師碑」（大曆八年十二月）の後に置き、一篇（『集古録跋尾』のいう「集本」）を「王密撰、李陽冰篆」、別の一篇（『集古録跋尾』のいう「眞蹟」）を「八分書、姓名殘缺」とする。『寶刻叢編』13 (18b)にも「唐刺史裴倣紀徳碣」二本を載せており、一本（『集古録跋尾』のいう「眞蹟」）については『集古録目』を引いて「唐越州刺史浙江東西節度副使王密撰、集賢院學士李陽冰篆。裴公、名倣、代宗時爲明州刺史。歳滿、罷去州、人爲之立碑。不著刻石年月」とし<sup>(27)</sup>、また『復齋碑録』を引いて「唐王密撰、李陽冰篆并古文額。大曆八年立。建炎（1127-1130）中、焚毀、今有重刊本」といい、いっぽう別本（『集古録跋尾』のいう「眞蹟」）については『復齋碑録』を引いて「唐王密撰、八分書、姓名殘缺」とする。これをまとめれば次の二本があったことになる。

A：王密撰、李陽冰篆并古文額、大曆八年。

<sup>(26)</sup> 藤原楚水『訳注語石（石刻書道考古大系）』（省心書房1978年、中p522-4）、『北京図書館蔵中国歴代石刻拓本匯編・第二八冊・唐』（p9）に拓本影印を収める。

<sup>(27)</sup> この条は清・繆荃孫の輯本には見えない。

B：王密撰、？八分書？額、？年。

Bの素性については不明な点が多いが、『墨池編』にいう所と混同があるのではなかろうか。集本には、『集古録目』に「不著刻石年月」というように、刻石・立碑の年代が記されておらず、「大曆八年」とするのは『集古録跋尾』の考証によるものである。文中に「皇唐御神器一百四十二載、天下大康、而海隅小寇、敢肆蝥毒、結亂甌越」というのを、『集古録跋尾』は考証して王回の説「唐自武徳至大曆八年、實一百五十六年、中間除則天稱周十四年、則正得一百四十二年。……是歲廣州哥舒晃作亂」に従っている。年のみを示して月を示していないのも「不著刻石年月」であった証拠である。しかし「一百四十二年」の大曆八年は内乱があった年をいい、碑文の内容は裴儼が出兵してそれを鎮圧したことを頌えるものであるから、碑文の撰は大曆八年ではなくてそれ以後である。また、撰者王密が越州刺史であったのは大曆十四年から貞元初。『會稽掇英總集』唐太守題名に「王密：大曆十四年十一月自湖州刺史授」、『元和郡県図志』26「越州・上虞縣」に「貞元元年、刺史王密奏置」。朱関田（p520）は『寶刻叢編』に引く『集古録目』に「浙江東西節度副使王密撰」とあり、『新唐書』68「方鎮」に建中二年「合浙江東西二道觀察、置節度使」というのによって、碑文を建中二年の撰・書とする。そうならば『墨池編』にいう「乾元二年」は「建中二年」の誤字ではなかろうか。

顔真卿「張長史十二意筆法記」（原注「天寶五載」）によれば、顔真卿は天寶二載と五載に洛陽の裴儼宅に逗留していた張旭を尋ねており、また「王公（密）徳政碑」も李陽冰篆額・顔真卿書であるから、「裴公（儼）紀徳碣銘」も顔真卿書であった可能性が高い。前述したように、李陽冰も天寶二載頃に裴儼宅で張旭に書を学んでいる。ただし同じく前述したように「張長史十二意筆法記」には問題が多い。

▼ (76) 篆額「唐明州刺史王公（密）徳政碑」〔浙東觀察判官李舟撰、太子少師顔真卿正書、（彭王傳）徐浩正書敕書〕：

『集古録目』8（11a）「刺史王密徳政碑」（『寶刻叢編』13（19b）「明州」）に「碑以建中二年十月立、并勅書同刻、勅徐浩所書也」、『墨池編』6（16b）「唐明州王密徳政碑」、『金石録』8（12b）「唐明州刺史王公徳政碑」に「建中二年十月」、『金石略』下（11b）「王密徳政碑」「（在）明州」、『寶刻類編』3（12a）「明州刺史王密徳政碑、請立敕書：……建中二年十月刻石、（在）明」。『集古録目』に「國子監丞李陽冰」。李舟（739-786）<sup>(28)</sup>は「獨孤常州（及）集序」（『全唐文』443）を撰

しており、梁肅が「處州刺史李公（舟）墓誌銘」（『全唐文』521）・「祭李處州文」（『全唐文』522）で称える古文作家<sup>(29)</sup>。また、李陽冰はかつて徐浩（703-782）と「祭酒史仲謨碑」（上元元年762?）の合作がある。結銜は建中二年十一月の建「唐大興善寺故大德大辨正廣智三藏和尚碑銘」（『金石萃編』102）に「銀青光祿大夫彭王傅上柱國會稽縣開國公徐浩書」。

作年は不明であるが、以下にこれと関連して李陽冰の書と考えられる北宋の法帖を掲げておく。

▼（77）篆書「田疇帖」：

『淳化閣帖』5「秦丞相李斯書『田疇帖』：篆書四行十八字」。李斯の書とされていたが、宋・黃伯思『法帖刊誤』<sup>(30)</sup>上「雜帖」に「李斯書、米（芾）云“未知何人書”。僕案、其文云“田疇耕耨……”、乃李陽冰篆、王密所撰『明州刺史河東裴公紀德碣』中字也。其碑略云：“驚逋復田疇、……”。此帖乃摸“田疇”等十八字爲斯書、與碑中篆無銖參差。而米云“未知何人書”、蓋未嘗見此碑耳」。後に清・乾隆勅撰『淳化閣帖釋文』では「舊誤史籀・李斯、列卷五第四・第五、今移改（第九）」。清・周行仁『淳化祕閣法帖源流考』の「閣帖九」に「李斯十八字、乃李陽冰篆、王密所撰『河東裴公紀德碣』之文、而史籀書六字、亦碑額中字」。

▼（78）篆書「敷州帖」：

『淳化閣帖』5「史籀書『敷州帖』、篆書二行六字」。これについても早く宋代から議論があり、宋・黃伯思『法帖刊誤』上「雜帖」に「此書云“敷州襄〔裴〕易德系”、字殊無三代體、與其辭皆唐人筆也」、宋・樓鑰『攻媿集』74「跋再刻裴公紀德碣」に「黃秘書伯思長睿『法帖刊誤』云“……皆唐人筆”、亦爲未盡。蓋所謂“史籀書”者、即此碑額中字也。“敷”乃『碧落碑』第二字“唐”字也。陽冰最愛『碧落碑』、故用之。秘書以爲“楊”字殆未攷爾。“州・裴・德”三字皆在、“系”即“紀”字之半、但無“易”字、疑以“明”字疊而成之、特以大爲小、豈秘書却未考此碑之額耶」。後に清・乾隆勅撰『淳化閣帖釋文』に「舊誤史

<sup>(28)</sup> 胡大浚『梁肅文集』（甘肅人民出版社2000年）「梁肅年譜」（p245）が梁肅「處州刺史李公（舟）墓誌銘」を貞元二年（786）の作とするのに拠る。梁「墓誌」に「享年四十有八」。

<sup>(29)</sup> 「常州刺史獨孤及集後序」（『全唐文』518）は梁肅が撰しており、また「祭獨孤常州文」（『全唐文』522）も撰している。李舟については両『唐書』に伝はなく、作品も多くは伝わっていないが、『新唐書』57「藝文志・小學類」に顏真卿『韻海鏡源』三百六十巻に続いて「李舟『切韻』十巻」というのは同一人物ではなかるうか。

<sup>(30)</sup> 『百川學海』戊集所収。

籀・李斯、列卷五第四・第五、今移改」。清・周行仁『淳化祕閣法帖源流考』の「閣帖九」に「史籀書六字、亦碑額中字」。『碧落碑』と李陽冰の關係については晩唐・李肇『唐國史補』上に見える。大曆五年（770）の条を参照。

徳宗・建中四年（783）：六十歳。國子監丞・集賢院直學士。

▼（79）篆額「唐元魯山（徳秀）墓碣」〔（前）觀察御史李華撰、太子太師顏真卿正書〕：

『集古録目』8（11a）「元魯山墓碣」に「觀察御史李華撰、太子太師顏真卿書、集賢院學士李陽冰篆額。魯山、名徳秀、字紫芝、河南人、嘗爲魯山令。碑以建中四年〔秋〕立：『寶刻叢編』<sup>(31)</sup>、『金石録』8（13a）「唐元魯山墓碣」に「建中四年秋」、『金石略』下「顏真卿」（9a）に「元魯山墓碣：西京」、『全唐文』320に李華「元魯山墓碣銘并序」。宋の西京は唐の河南府洛陽、宋の伊陽県は唐の河南府陸渾県。

#### 【李華「元魯山墓碣」の作年と立石年】

『舊唐書』190下「文苑・李華傳」の末に「華嘗爲『魯山令元徳秀墓碑』。顏真卿書、李陽冰篆額。後人爭模寫之、號爲“四絶碑”という。「魯山令元徳秀墓碑」は「元魯山墓碣」・「元魯山墓碣銘并序」と同じものの別称である。これによればこの作は顏真卿・李陽冰が書したこともあって、当時かなり有名であったらしい。しかし顏・李がこの文を書したのは李華（715-774）の死後かなり経ってからのことである。李華は大曆九年（774）五月の卒。梁肅「爲常州獨孤及使君祭李員外（華）文」に「維大曆元〔九〕年五月日……祭于故尚書吏部趙郡李遐叔三兄之靈」。「元」は「九」の誤字。『宋高僧傳』14「塔洪州大明寺嚴峻傳」に「大曆元年……、四年春、洪州刺史李華員外入大明寺住止」、また李華撰「唐法慎律師碑」は大曆八年十二月の撰。したがって「元魯山墓碣」の立石は建中四年（783）秋であるから李華の死後九年も経っていた。

この他にもいくつか問題がある。『集古録目』には「太子太師顏真卿書」という。顏真卿が太子太師に改められたのは、宋・留元剛および清・黃本驥の『年譜』によれば、建中三年八月であるから、建中四年立石に矛盾しない。しかし黃本驥「元徳秀碑」の条に「案魯公以建中四年正月使淮南、以李希烈所困、是秋安得爲徳秀書碑。蓋『集古録目』及『金石録目』所書皆立碑年月、非書碑時也」という。そうならば建中三年八月から十二月の間に書かれ、翌年秋に刻石・立碑されたことになる。

次に、「元魯山墓碣」の撰年はいつなのか。『集古録目』には「監察御史李華撰」というから、「元魯山墓碣」は李華が監察御史であった時の作である。独孤及「李華中集序」にも「自監察御史已後所作……編爲二十卷、號『中集』。其中……表賢達盛徳則『崔賓客集序』・『元魯山碣』」という。この「元魯山碣」は「元魯山墓碣」そして先の「魯山令元徳秀墓碑」・「元魯山墓碣銘并序」と同じものと考えてよい。『舊唐書』本伝に

(31) 陸心源校『寶刻叢編』（石刻史料新編所収）4（17b）「西京・伊陽縣」に引く『集古録目』では「□□院學士」「四年秋立」。

「天寶中、登朝爲監察御史、累轉侍御史」、また『新唐書』203「文藝・李華傳」にも「天寶十一載（752）、遷監察御史。宰相楊國忠支姫所在橫猾、華出使。……徙右補闕。安祿山反（十四載755）」という。これによれば李華が監察御史であったのは、天寶十一載から十三載前後までの間である。これは「元魯山墓碣」に「維唐天寶十二載九月二十九日、魯山令河南元公終於陸渾草堂。……以明月十二日、窆於所居南岡」というのと符合する。そこで元徳秀の卒後、天寶十二載（753）の作と考えて間違いない。したがって次のような時間的關係になる。

天寶十二載（753）冬、李華撰「元魯山墓碣」。

大曆九年（774）五月、李華卒。

建中三年（782）秋冬、顔真卿書・李陽冰篆額「元魯山墓碣」。

建中四年（783）秋、立石。

顔真卿・李陽冰が「元魯山墓碣」を書いたのは李華の卒後約十年、また「元魯山墓碣」が作られてからは三十年後ということになる。「墓碣」は天寶十二載に作られただけでなく、同時に刻されたはずである。そうならば顔・李が書して立てたのは重刻・重建と考えなければならない。

では、なぜ三十年も経ってから再び書かれ、立石されたのか。それは元徳秀（696-754）の顕彰運動であり、元徳秀の顕彰は中唐につながる新しい理想像の提示と文藝運動の現れであるといえるのではなかろうか。

『舊唐書』190下「文苑傳」・『新唐書』194「卓行傳」に「元徳秀傳」を収め、李華は劉迅・蕭穎士とともに讃えて「三賢論」を表し、それらによれば、元徳秀のもとには李華の兄李萼や柳識など多く人が集まって門弟子と号し、文行先生と諡したとして、高節・清貧を称えている。また、その文学にいたっては、『舊唐書』は「率情而書、語無雕刻」といい、李華「元魯山墓碣」に「所著文章……可謂與古同轍、自爲名家者也」という。元徳秀は当時の一部の士の共有する理想的な人物像であったといえる。『舊唐書』190「李華傳」の末に「爲『元徳秀・權阜銘』・『四皓贊』、稱道深婉、讀者憐其志」というのは、李華の数多い作品の中でも「元魯山墓碣銘」・「著作郎贈秘書少監權君（卓）墓表」（『全唐文』321）・「四皓讚」（『全唐文』317）が有名であったらしい。「權君（卓）墓表」は「元魯山墓碣銘」の約半分の短文であり、内容も元徳秀に次ぐ人物として評価し、短命を惜しむものである。先にみたように「元魯山墓碣」は重刻再建されたと考えられるが、古代の隱士を頌えた「四皓讚」も重刻されている。『復齋碑録』（『實刻叢編』10（52a）に引く）「唐四皓新廟記」に「唐蕭會重建、以李華『四皓贊』代銘。韋行儉正書。元和八年（813）辛丑歲、李栖筠刻」という。

「元魯山墓碣」は「稱道深婉、讀者憐其志」であるために、当時の名書家である顔真卿・李陽冰によって書されて再建された。顔・李がそれを書いたのは、元徳秀・李華の依頼によるものではなく、またその親族の依頼によるものではなかろう。顔・李によって李華「元魯山墓碣」の価値が再発見されたのである。つまり、元徳秀・李華・顔真卿・李陽冰らに共有する何かがあった。それは当時の爛熟し腐乱した士社会の道義に対するものである。その爛熟・腐乱はついに安史の乱を勃発させ、それを逃れて移った江南での交流によって育っていった。「元魯山墓碣」再建に限って言えば、江南で交遊のあ

った李陽冰と顔真卿が京師で再会し、顔真卿が楷書して李陽冰が篆書するという合作が開始したが、その前に彼らは李華やその子・李翰や甥・李観と江南で交遊していた。また、『新唐書』203「文藝・李華傳」に「華愛吳士類、名隨以重、若獨孤及・韓雲卿・韓會・李紆・柳識・崔祐甫・皇甫冉・謝良弼・朱巨川、後至執顯官」というように、李華の知遇を得た人が官界で活躍するようになり、これと同時に古文がこれらの士によって推進されたことなどが、「後人爭模寫之、號爲“四絶碑”」「讀者憐其志」の背景にある。「元魯山墓碣」が尊ばれたのはその内容のみでなく、内容を伝えた文体そのものにもある。

『舊唐書』「韓愈傳」に「大曆・貞元之間、文字多尚古學、效揚雄・董仲舒之述作、而獨孤及・梁肅最稱淵奧、儒林推重。韓愈從其徒遊」という、いわゆる唐代古文の風はすでに大曆に始まっており、独孤及・梁肅ら新派の先導として李華があり、かれが讃えた蕭穎士・元徳秀がいた。後に、建中四年春の知貢挙はかつて李華の知遇をうけた族子・李紆（731-792）であった。李華・独孤及の弟子である梁肅（753-793）は建中元年に「李翰前集序」を作って李華の子・李翰の文学功績を大いに称揚しているが、この「李翰前集序」は独孤及が「李華中集序」で示した文学論を継ぎ、それを世に弘宣せんとするものである。さらに忘れてならないのが元結との関係である。元結は、元結「元魯縣（徳秀）墓表」に「元子從兄前魯縣大夫徳秀卒」というように元徳秀の従弟であり、また元結と顔真卿は元結撰「中興頌」を書いたことで知られるように親交があった。後に顔真卿は「唐容州都督元君（結）表墓碑」は撰并書してそれに「十七始知書、乃授學於宗兄先生徳秀。……虔葬君於魯山青嶺泉陂原」という。元結も古文復興の先駆者であり、北宋の古文を先導した歐陽修は「既久而韓・柳之徒出。蓋習俗難變、而文章變體又難也。次山當開元・天寶時、獨作古文、其筆力雄健、意氣超拔、不減韓（愈）之徒也、可謂特立之士哉」（『集古録跋尾』83a「唐元次山銘」）と高く評価する。安史の乱後の江南を拠点として、李華・李翰・蕭穎士・独孤及・梁肅・顔真卿・李陽冰・韓雲卿・柳識・崔祐甫等々の交流によって新しい文藝の氣運が生まれていたのである。

#### ▼ (80) 撰『翰林禁經』一卷：

『崇文總目』1「小學類下」に「『翰林禁經』一卷：李陽冰撰」、『郡齋讀書志』4「小學類」（10b）に「『翰林禁經』八〔一？〕卷：右唐李陽冰撰。論書勢筆法所禁、故爲名書」、明・潘之淙『書法離鈞』1「四學」に「李陽冰『翰林禁經』」。これはいわば書法の教材のようなものであるから、国子監時代の撰であろう。

#### 【『翰林禁經』と『翰林禁書』】

類似の書名は多く、混同が考えられる。『直齋書録解題』14「雜藝類」（7b）には「『翰林禁書』三卷：無名氏」を録し、「按『文獻通攷』（190「經籍考・小學」）有『翰林禁經』八卷、引晁公武『（郡齋）讀書志』曰“唐・李陽冰撰、論……名書”、疑即此書也」といって『翰林禁經』八卷と『翰林禁書』三卷を同一であろうと考える。また『宋史』202「藝文志・小學類」にも「『翰林禁書』三卷。……並不知作者」とあり、『直齋書録解題』と同じ。この他に、『通志・藝文略』2「小學類・法書」には「『書禁經』一卷」なるものを録しており、これは『崇文總目』にいう「『翰林禁經』一卷：李陽冰撰」にも似て

いる。後に明・焦竑『國史經籍志』2にも『書禁經』一卷を録す。これらによれば、北宋において『翰林禁經』は李陽冰の撰と考えられていたが、南宋になると『翰林禁書』とよばれ、撰者も知られなくなったように思われる。しかし後に元・鄭杓『衍極』（延祐七年1320）4「古學篇」に「翰林禁經發諸家筆意」とあり、元・劉有定は注して『翰林密論』二十四條、論用筆法。『禁經』、唐太宗集王羲之・虞世南諸人等三十餘家法論、撰成三卷、上論用筆、中論異勢、下論裏結。其言極多禁勅・不行、號曰『禁經』。『叙』曰“夫工書須從師授、……”というから、「翰林禁經」は『翰林密論』と『禁經』の二書と見なされている。『翰林密論』の方は南宋・陳思『書苑菁華』2「書法」は「翰林密論二十四條用筆法」として収めており、清・馮武『書法正傳』6「纂言」などは「或云是李陽冰作」と注しているが、早くは盛唐・張懷瓘「論用筆十論」に『翰林密論』云：凡攻書之門、有十二種隱筆法、即是……”といて同一の書名が見え、また内容も筆法を説くものであるから、李陽冰以前の撰である。しかし「翰林密論二十四條用筆法」には中唐の「柳宗元」や晚唐・盧携の「臨池訣」（一に「臨池妙訣」）が引かれているから、増補されていったものであろう。「十二種隱筆法」と「二十四條用筆法」の差もそれによるものかも知れない。『禁經』の方は、「叙」の部分は『全唐文』10「太宗」に「禁經序」として収められている。この『禁經』は『翰林禁經』というべきものであり、また三巻本であったというから、『直齋書録解題』のいう『翰林禁書』三巻と同じもののように思われる。しかしこれは唐・太宗の編集であるから、李陽冰『翰林禁經』とは異なる。あるいは太宗撰の『禁經』というものは太宗撰の『評書』と関係があるかも知れない。『崇文總目』1「小學類下」には李陽冰『翰林禁經』一卷とは別に「『評書』十卷：唐・太宗撰」を録しており、この「評書」は書名から見て「唐太宗集王羲之・虞世南諸人等三十餘家法論」という内容に近いものを想像させる。太宗『評書』は『通志・藝文略』2・『國史經籍志』2にも『御製評書』一卷：唐・太宗」として録されているが、『翰林禁經』・『翰林禁書』は『通志・藝文略』・『國史經籍志』には録されていない。太宗『評書』十卷、太宗『禁經』三卷、無名氏『翰林禁書』三卷なる三者はどのように関係があるように思われる。これを整理すれば次のようになる。

『崇文總目』	： 李陽冰『翰林禁經』一卷	太宗『評書』十卷
『郡齋讀書志』	： 李陽冰『翰林禁經』八卷	
『通志略』	： ？ 『書禁經』一卷	太宗『評書』一卷
『文獻通考』	： ？ 『翰林禁經』八卷	
『直齋書録解題』	： ？ 『翰林禁書』三卷	
『宋史』	： ？ 『翰林禁書』三卷	
『衍極』	： 太宗『禁經』三卷	
『國史經籍志』	： ？ 『書禁經』一卷	太宗『評書』一卷

太宗『評書』は、『墨池編』1「筆法」に「唐太宗論書」・「唐太宗筆法」（『全唐文』10「太宗」の「筆法論」）・「唐太宗指意」（『全唐文』10「太宗」の「指法論」）・「唐太宗筆意」（『全唐文』10「太宗」の「筆意論」）を収めているもの、また南宋・姜夔『續書譜』、明・張紳『法書通釋』、明・潘之淙『書法離鈎』等々に「唐太宗云」として引かれているものではなかろうか。

後に民国・余紹宋『書畫書録解題』10は「散佚」類に「『翰林禁經』八卷、唐・李陽冰撰」を入れて「今『書苑菁華』卷二載有『翰林密論二十四條用筆法』及『翰林禁經九生法』、未知是否由此書中摘録者」という。『翰林禁經』あるいは『禁經』の引用は、南宋・陳思『書苑菁華』2「翰林密論二十四條用筆法」中の他にも、早くは中唐・林蘊（貞元四年明経及第）『撥鐙序』中に見え、後に元・盛熙明『法書考』（至順二年1331）、明・張紳『法書通釋』、明・潘之淙『書法離鈎』、明・汪挺『書法粹言』等々にも多く引かれている。以下、それを録しておく。管見によれば、『翰林禁經』あるいは『禁經』からの引用は多いが、「『翰林禁書』云」あるいは「『禁書』云」というような引用は見当たらないようである。この点からも見ても「翰林禁書」は「翰林禁經」の誤りであるように思われる。

### 【『翰林禁經』の佚文】

李陽冰の作であるかどうか確証を欠くが、『翰林禁經』の佚文と思われるものを以下に拾っておく。

01 『翰林禁經』云：筆貴饒左、書尚遲澀、此君臣之道也。大凡點畫、不在拘之長短遠近、但無過其勢。俾令筋骨相連、意在筆前、然後作字。若平直相似、狀如算子、此畫爾、非書也。

「撥鐙序」に引く。『法書通釋』下「執使篇」にも「『翰林禁經』云」として引くが、「非書也」の後に「吾昔授教翰吏部……」というのも「撥鐙序」と同じであり、また前条には「林蘊『撥鐙叙』云……」とあるから、「撥鐙序」からの引用である。『書法離鈎』3「學楷」には「『禁經』云」として引き、「此畫爾」を「此但備點畫耳」に作る以外、ほぼ同一であり、また1「四學」に諸書を挙げて「李陽冰『翰林禁經』」というから、この「禁經」は『翰林禁經』を指す。

02 『禁經』云：八法起於隸字之始、自崔・張・鍾・王傳授、所用該於萬字。墨道之最、不可不明也。隋僧智永、發其指趣、授於虞秘監世南、自茲傳授、遂廣彰焉。『書苑菁華』2「永字八法」に引く。また『法書考』4「八法」には「『翰林禁經』云」とし、『書法離鈎』5「八法」にも「『禁經』云」としてほぼ同文が見える。『書苑菁華』は『禁經』の引用の後に「李陽冰云：昔逸少工書〔遂歴〕多載、十五年中偏攻“永”字、以其備八法之勢、能通一切字也」というが、『書法離鈎』は「禁經云」と「李陽冰云」の部分で転倒して載せ、「李陽冰云：逸少十五年偏工“永”字、以其備八法之勢、能通一切字也。『禁經』云：八法起於隸〔字之始〕、自崔・張・鍾・王傳授、〔所用〕該於萬字。墨道之最〔、不可不明也〕。〔隋僧〕智永發其旨趣、授於〔虞秘監〕世南、自茲〔傳授遂〕廣〔彰〕焉」というから、『書苑菁華』に拠った、あるいは同系の資料に拠ったものであろうが、「李陽冰云」を前に置くことは「八法」全体が李陽冰の説であるという印象を与える。ただしこの文とほぼ同じものが唐・張懷瓘『玉堂禁經』（『墨池編』2「筆法」所収）の「用筆法」に見え、「八法起於隸字之始、後漢崔子玉、歷鍾・王已下傳授、所用八體該於萬字。墨道最、不可遽明。又先達八法之外、更相五勢以備制度」とあり、前半は極めて似ているから、この「禁經」は「翰林禁經」ではなく、「玉堂禁經」である可能性が高い。

03 『禁經』云：點如利鑽鏤金。

- 04 『禁經』云：畫如長錐界石。  
 05 『禁經』云：懸針如長錐綴地。  
 06 『禁經』云：聯飛如雁陣當秋。  
 07 『禁經』云：磔磔如生蛇渡水。

以上は「『翰林密論』二十四條用筆法」に引く。また、06は『法書考』4「烈火法」、『法書通釋』上「八法篇」に「禁經云」として同文が見え、07は『書法離鈎』5「磔」に「禁經云」として「如生蛇渡水」という。いずれも『翰林密論』に拠ったものと思われる。

- 08 『禁經』云：有功無性、神彩不生、有性無功、神彩不變。  
 09 『禁經』云：黃庭三關字用草法、上衄側、中策、下奮筆橫飛。  
 10 『禁經』云：及友尺反、是從波、還之遠趣、是橫波。

08は『書苑菁華』2「叙筆法」・『法書考』6「風神」・『書法離鈎』2「從性」に、09は『法書考』4「勅法」・『書法離鈎』5「畫例」、10は『法書通釋』上「八法篇」に引く。

- 11 『禁經』云：鍾書宣示用。

『法書考』4「奮筆法」に引く。

- 12 『翰林禁經』九生法：一生筆、純毫爲心、軟而復健。二生紙、新出篋筍、潤滑易書、即受其墨、若久露風日、枯燥難用。三生硯、用貯水、畢則乾之。司馬公云“硯石不可浸潤”。四生水、義在新汲、不可久停、不堪用也。五生墨、隨要旋研、凝利筆墨、光爲上研、多則泥頓也。六生手、適携執勞、腕則無準。七生神、凝神靜思、不可煩燥。八生目、寢息適寤、光朗分明。九生景、天氣清朗、人心舒悅、乃可言書也。

『書苑菁華』2に引く。『法書考』6「風神」に「『禁經』云：“有功無性……神彩不變”、又云：“九生法：一生筆、乃可言書”。「九生法」は有名で広く伝わっており、『翰林禁經』の説として引くものは多いが、諸本の間にも、また同本の内でも異同がある<sup>(32)</sup>。いくつかの伝本があったことが知られるが、これら明・清の間に『翰林禁經』の「九生法」とされているものは、次のように、早くは北宋の『墨池編』2「筆法」の「張旭傳“永”字八法」の下に「九生法」として収めるものと基本的に同じである。

- 一生筆：純毫爲心、薄覆長短、不過六寸、軟而復健。二生紙：新出篋者、暢潤受書。三生硯：用即着水、使畢須洗滌、令乾淨。四生水：須新汲水。五生墨：隨要用旋研、多研則泥鈍。六生手：過或勢勞、須得腕健。七生目：欲寢適寤、不得眠昧、既昧須歇。八生神：凝念、不令燥煩。九生景：晴窓明曉。解此九生法、乃得名書也。

この内容は『翰林禁經』の「九生法」と極めてよく似ている。ただ「張旭傳“永”字八法」は簡明であるが、『翰林禁經』の「九生法」は冗漫であり、異同が多い。恐らく伝承・転写の過程で付加・改易されていったものと思われるが、北宋から『翰林禁經』が李陽冰の撰と考えられていたことは確かであり、張旭傳「九生法」を発展させたような「九生法」が『翰林禁經』にあったことは両者の深い関係をつける。これは筆法が張旭から李陽冰へと伝授されたという伝承と関係があるかも知れない。『墨池編』の「張旭

<sup>(32)</sup> 『法書通釋』と『書法離鈎』は近いが、『書法粹言』とはやや異なり、『書學捷要』とはかなり異なっている。

傳“永”字八法」の前に収める「古今傳授筆法」に「張旭傳李陽冰、陽冰傳徐浩、徐浩傳顏真卿、真卿傳鄔彤、鄔彤傳章玩、章玩傳崔邈」といい、このような系譜は晩唐・張彦遠（815?-875?）『法書要録』1「傳授筆法人名」に「（張）旭傳之李陽冰、陽冰傳徐浩・顏真卿・鄔彤・章玩・崔邈」というから、すでに唐代から知られていた。

▼ (81) 撰『論篆』一卷：

晩唐・韋統『墨薺』の「論篆第七」に「將作少監李陽冰」として収め、『玉海』44「小學」（23b）に「李陽冰『論篆』云：秦始皇時、王次仲制八分書」と見える。後に明・陶珽『說郛（一百二十卷本）』86に「論篆：唐・李陽冰」を収めるが、巻頭の「目録」では「論篆：李冰陽」に作っている。清・顧湘『篆學瑣著』（道光二十年）に「『論篆』一卷：唐李陽冰撰」として収める。

『書畫書録解題』9（6b）は「說郛本・篆學瑣著本」に拠って録して「偽託」類に入れ、「此編即就陽冰『上李大夫書』去其末段、復雜輯『法書要録』中言八分・草・隸語於後、實無關於篆法。蓋自韋續『墨薺』録出者、惟韋續不識撰人、此逕題爲陽冰撰、亦無聊之甚矣」という。たしかに『墨薺』に載せる「論篆」の前半はほぼ李陽冰「上李大夫“論古篆”書」の全文であり、「王次仲、秦始皇時、製八分」から始まる後半部分は「上李大夫“論古篆”書」には見えず、また内容も「論篆」つまり「篆書を論じる」ものでない。『玉海』の引用によれば、南宋でも後半部分を含み、李陽冰の作として伝わっていたようであるが、後半の内容は書史であって前半と截然と分かれるから、あるいは本来は「上李大夫“論古篆”書」に拠って、末段にある書簡としての私的な部分を削って独立させたものが「論篆」一卷として通行しており、後半は別人の作であって別の題がついていたことも考えられる。後半の内容は韋統『墨薺』に収める「五十六種書」によく似ている。

▼ (82) 撰『筆法要訣』一卷：

『通志・藝文略』2「小學類」・『國史經籍志』2「小學」に「『筆法要訣』一卷：李陽冰篆〔撰〕」。早くは『墨池篇』6「器用」の「筆」に「唐・李陽冰『筆法訣』云」として引き、後に『說郛（一百二十卷本）』86に「『冰陽筆訣』：唐李冰陽」という。巻頭の「目録」でも「冰陽」に作っているが、前にある「論篆」が目録で「冰陽」に作り、本文で「陽冰」に作っていたのと同じで、「陽冰」の誤り。

【『筆法要訣』と『筆訣』】

『書畫書録解題』9（7a）は「說郛本」のみに拠って「冰陽筆訣」を録して「偽託」類に入れ、「是編摘取“永”字八法而題此名、蓋因『“永”字八法篇』中有李陽冰“昔逸

少十五念、偏攻“永”字之語、遂偽爲陽冰撰。傳錄者又以“陽冰”盛名恐人不信、乃顛倒其名爲“冰陽”。此作偽之最拙最劣者。『說郛』漫爲采録、無識甚矣」という。「氷陽」は「陽氷」の誤字であり、「筆訣」は「筆法要訣」の略であろう。当時、「筆訣」という書名には、後蜀・姜道隱『筆訣』三卷、明・豊坊『筆訣』一篇などがあり、それらと区別するために「陽氷筆訣」と呼ぶ必要があった。また、後述するように、示す所の筆法秘訣なるものの作者について張旭・柳宗元あるいは衛夫人・王羲之などとする諸説があるから、「陽氷」を冠するのは李陽冰説とする立場を示すものでもあったといえる。その内容はたしかに南宋・陳思『書苑菁華』2「永字八法」に見えるが、しかし「漫爲采録」したのは『說郛』ではなく、すでに『通志・藝文略』（1161年）に『筆法要訣』一卷」として録しており、さらに早くは『墨池篇』にも「李陽氷『筆法訣』」が引かれているから、北宋で広く通行していたはずである。これが俗に「陽氷筆訣」と呼ばれていたために、『說郛』はそれに拠って採録したに過ぎないであろう。

李陽氷の撰とされる『筆訣』と『翰林禁經』には深い関係がある。『書苑菁華』2「永字八法」に「『禁經』云：八法起於隸字之始、自崔・張・鍾・王傳授、所用該於萬字、墨道之最、不可不明也。隋僧智永、發其指趣、授於虞秘監世南、自茲傳授遂廣彰焉。李陽氷云：昔逸少工書多載、十五年中偏攻“永”字、以其備八法之勢、能通一切字也」として「訣一」・「訣二」を載せた後で、「永字八法詳説」を載せており、各条は基本説明をして「『口訣』云」で結び、それを受けて「問曰」・「論曰」を展開して「『筆訣』云」で結ぶという形式で示される。つまり、「李陽氷云」という「永字八法」下に「筆訣」が示されていることから、『書畫書録解題』は「筆訣」が李陽氷撰と題されるようになったとする。その可能性は十分に考えられるが、『墨池篇』に引く「唐・李陽氷『筆法訣』」の内容と必ずしも同じではない。また、「永字八法」に引く「筆訣」が李陽氷の説でなければ誰の説であろうか。

後に明・潘之淙『書法離鈎』5「八法」には「禁經云」と「李陽氷云」の部分転載して載せ、「李陽氷云：逸少十五年偏工“永”字、以其備八法之勢、能通一切字也。『禁經』云：八法起於隸〔字之始〕、自崔・張・鍾・王傳授、〔所用〕該於萬字、墨道之最〔、不可不明也〕。〔隋僧〕智永發其旨趣、授於〔虞秘監〕世南、自茲〔傳授遂〕廣〔彰〕焉」とした上で「『訣』云」・「『筆訣』云」とともに「柳子厚云」・「論云」・「唐・太宗云」・「張敬玄云」・「孫過庭云」・「庾肩吾云」・「姜高章云」・「書勢論云」・「右軍云」・「顔魯公云」・「王蒙〔濛〕云」等として引用する。これらの「訣」・「筆訣」も「筆法要訣」を指すであろう。それは『書苑菁華』2「永字八法」の形式に似ており、それを継承すると思われることによる。しかし、これらの内容の一部は早く唐・張懷瓘『玉堂禁經』（『墨池篇』2「筆法」に載せる）に「八法起於隸字之始、後漢崔子玉歷鍾・王已下傳授、所用八體該於萬字。墨道最、不可遽明。又先達八法之外、更相五勢以備制度」として見られる。それを対照して示せば次のようになる。

唐『玉堂禁經』 宋『書苑菁華』2「永字八法」 明『書法離鈎』5「八法」  
（序）  
「用筆法」  
「永」（八法頌）

「八法起……」	『禁經』云“八法起……”	「李陽冰云……」
	「李陽冰云……」	『禁經』云“八法起……”
	「永」略説	
	「訣一」	
	「訣二」(≒「張旭傳永字八法」)	
	「永字八法詳説」	「八法」
	解説・「口訣」	「柳子厚云」
	「問」・「論」	「訣」・「論」
	「筆訣」	

この中で『書法離鈎』5「八法」の形式が「李陽冰『筆訣』」と呼ばれるものに近い。まず「李陽冰云」が冠せられている。つまり八法の各条の説明に当たって「李陽冰」の説を序として配しているのは、八法全体が李陽冰の説であるような印象をあたえる。恐らくこのような体裁になっているものが『陽氷筆訣』・李陽冰『筆法要訣』とよばれるものであったと思われる。李陽冰の説を冠していたから、後に『陽氷筆訣』とよばれて単独で通行するようになった。それは前序に李陽冰の説が引かれているだけでなく、『翰林禁經』が李陽冰の撰と考えられていたこととも関係する。なお、『書苑菁華』2「永字八法」の「訣二」は「張旭傳永字八法」(『墨池編』2に引く)に近く、『書法離鈎』5「八法」の詳説の「柳子厚云」とはほぼ同じ。

#### 【『筆法要訣』の佚文】

『説郛』に収める『陽氷筆訣』は『書苑菁華』2「永字八法詳説」に近いが、他に『筆訣』として引かれているものもある。

01 唐・李陽冰『筆法訣』云：夫筆大小・硬軟・長短、或紙絹卓等、即各從人所好欲、作法匠須良哲、物料精詳。入墨之時、則毫副勿令斜曲。每因用了、則洗濯收藏、惟已自持、勿傳他手。至於時或命書興來、不過百字、更有執捉之勢、用筆緊慢、即出於當人、至理確定矣。

『墨池篇』6「器用」の「筆」に引く。後に『法書通釋』下に「李陽冰云：筆毎用畢、則洗濯收藏、惟已自持、勿傳他手」というのもこれに拠るものであろう。

02 唐・李陽冰云：夫硯、其用貯水、畢則乾之、若久浸不乾、墨乃不發、墨既不發、書亦不佳。水在清淨、宜新水、密護塵埃、忌用煎煮之水也。

『墨池篇』6「器用」の「硯」に引く。これは『翰林禁經』にいう「書法九生」の「三生硯」に近い。

03 唐・李陽冰云：紙常宜深藏篋笥、勿令風日所侵、若少露埃塵、則枯燥難用矣。攻書者宜謹之。

『墨池篇』6「器用」の「紙」に引く。これも『翰林禁經』にいう「書法九生」の「二生紙」に似ている。この二条は李陽冰の撰とされる『翰林禁經』との深い関係をつけている。

また、『説郛』に収める『陽氷筆訣』と『書苑菁華』2「永字八法」の詳説に引く「筆訣」と『書法離鈎』5「八法」に引く「訣」は、体裁の類似から同一のものであろうと想像されるが、内容は必ずしも同じではない。今、『陽氷筆訣』と『書苑菁華』2「永字

八法詳説」の「筆訣云」、『書法離鈎』5「八法」の「訣云」として引くところを対照させる。

- 04側：陽水筆訣：側下其筆、使墨精暗墜、徐乃反揭、則稜利矣。  
筆訣：側下其筆、使墨精暗墜、徐乃反揭、則稜利矣。  
訣：側下其筆、使墨精暗墜、徐乃反揭、則稜利矣。
- 05勒：陽水筆訣：橫畫之法。策鋒而策、仰筆而後收。准此則筆之形勢自彰矣。  
筆訣：策筆須勒、仰筆復收。准此則形勢自彰矣。  
訣：策須勒、仰筆覆收。
- 06努：陽水筆訣：努筆之法。堅筆而徐行、近左引勢、勢不欲直、直則無力矣。  
筆訣：努筆之法。堅筆徐行、近左引勢、勢不欲直、直則無力矣。
- 07趯：陽水筆訣：即是努筆下、殺筆趯起、是也。  
筆訣：即是努筆下、殺筆趯起。
- 08策：陽水筆訣：始築筆而仰策、徐轉筆而成形。依形以獲妙、則迴爾而超群也。  
筆訣：始築筆而仰策、徐轉筆而成形。
- 09掠：陽水筆訣：從策筆下、左出而鋒利、下不墜、則自然佳。  
筆訣：從策筆下、左出而鋒利、不墜、則自然佳。
- 10啄：陽水筆訣：側筆而速進、勁硬若鐵石、而不墜於斯、爲妙矣。  
筆訣：啄筆速進、勁若鐵石、則勢成也。
- 11磔：陽水筆訣：始入筆緊、築而抑、便下徐行、勢足以磔開。其筆或藏鋒出鋒、由重鋒緩、則其質肥、宜以峻澁而徐行、勢而後磔、藏鋒出鋒豈必固也。  
筆訣：始入筆緊、築而微抑、便下徐行、勢足而後磔之。其筆或藏鋒出鋒、由心所好也。  
訣：始入筆緊、築而微仰、便下徐行、勢足而後磔之。筆或藏鋒或出鋒、由心所好、須飛動無滯。

『陽水筆訣』と『書苑菁華』2「永字八法詳説」は極めてよく似ているが、『書法離鈎』5「八法」はかなり異なるものになっている。

12 筆訣云：以中指遣至盡處、以名指拒而趯之、潛鋒暗勒、勢盡、然後趯之。

『書法離鈎』5「戈法」に引く。『書法離鈎』で「筆訣云」というのはこの一条だけであるが、『書法離鈎』の「訣云」は全巻に見られ、かなりの量になる。しかし先に見たように『書法離鈎』の「訣云」は『書苑菁華』2「永字八法詳説」の「筆訣云」に必ずしも対応していない。なお、『書法離鈎』には「變通異訣云」・「隸訣云」（各一条）も引かれている。

### ▼ (83) 撰「筆法論」：

『墨池編』2「筆法」(8b)「唐・李陽冰『筆法』」、『宣和書譜』2「篆書・李陽冰」に「留心小篆、逮三十年、初見李斯『嶧山碑』與仲尼“延陵季子字”、遂得其法、乃能變化開合、自名一家。推原字學、作『筆法論』、以別其點畫」として見える。『宣和書譜』の前二句は李陽冰「上大夫論古篆書」の「志在古篆、殆三

十年」に、その後の「李斯……變化開合」は「述書賦」の注「初師李斯『嶧山碑」、後見仲尼『呉季札墓誌』、便變化開闔」に拠ったもの。なお、明・焦竑『國史經籍志』2は『筆法要訣』一卷：李陽冰篆〔撰〕の下に『筆法』一卷を録すが、この前後は『通志・藝文略』2を襲っているから、『筆法』一卷：羊欣のことであり、南朝・宋の羊欣（370-442）の撰。

『墨池編』に「李陽冰『筆法』：夫點不變謂之布某、畫不變謂之布算、方不變謂之斗、圓不變謂之環」として一条を載せる。同文は『書學捷要』上や『書法正傳』上の「李陽冰筆法」にも引かれている。『書畫書録解題』は10「散佚」類に入れ、「此編乃論小篆筆法之書」というが、あるいは「筆法論」は李陽冰の撰とされる「筆訣」・「筆法要訣」の一部かも知れない。さらに、それらはいずれも『翰林禁經』の一部である可能性も考えられる。

#### ▼ (84) 刊定『説文解字』三十卷：

林罕「字源偏旁小説序」（後蜀・広政十二年949）<sup>(33)</sup>に「歴晉魏陳隋、書甚行、篆書殆將泯滅、至唐將作少監李陽冰、就許慎『説文』復加刊正、作三十卷、今之所行者是也」、『宣和書譜』2に「其自許慎至此、作刊定『説文』三十卷」、『崇文總目』7「小學類」に「『説文』二〔三〕十卷：許慎撰、李陽冰刊定」、『郡齋讀書志』4（17a）「『説文解字』三十卷：右漢・許慎纂、李陽冰刊定、偽唐・徐鉉再是正之、又增加其闕字」。『通志・藝文略』2・『直齋書録解題』3等いずれも「三十卷」とする。漢・許慎『説文』十五卷を上下に分かったもので、三十卷が正しい。南唐・徐鉉『説文解字繫傳』四十卷の「通釋」三十卷はこの形を襲う。

『説文』は書学（学校）での学習科目であり、また明書科の試験科目でもあったから、『説文』の研究は国子監の主要な任務であった<sup>(34)</sup>。したがって『刊定説文』は国子監丞時期の作であろう。

<sup>(33)</sup> 『全唐文』889「林罕」に「林氏字源編小説序」として収めるが、『書苑菁華』18に「後蜀林罕『字源偏旁小説序』」として収め、末尾に「廣政十二年三月日林罕序」とあるのがよい。『全唐文新編』889（p11139）「林罕」でも補正されていない。

<sup>(34)</sup> 『唐六典』21「國子監」に「丞一人、……。丞掌判監事。凡六學生（國子・太学・四門・律学・書学・算学）每歲有業成上于監者、以其業與司業・祭酒試之」、「國子……。其習經有暇者、命習隸書并『國語』・『説文』・『字林』・『三蒼』・『爾雅』」、「書學……。以石經・『説文』・『字林』爲專業、餘字書亦兼習之。石經三體書限三年業成、『説文』二年、『字林』一年」、同書2「吏部」に「明書則『説文』六帖、『字林』四帖」。張參（國子監司業）「五經文字序例」（『全唐文』458）に「今制國子監置書學博士、立『説文』・石經・『字林』之學、舉其文義、歲登下之」。

## 【李陽冰『刊定説文』の佚文】

今日に伝わる『説文』の早い完本は徐鍇『説文解字繫傳』40卷（小徐本）と徐鉉『新定説文』15卷（大徐本）であり<sup>(35)</sup>、李陽冰『刊定説文』は徐兄弟の排撃の後、佚亡して伝わらないが、徐鍇『説文繫傳』36「狀妄」篇等に散見しており、今これらによって『刊定説文』の佚文を拾遺し<sup>(36)</sup>、李陽冰の説の一斑をうかがうことができる。今、親字は篆書であるが、楷書に改めて掲げる。

- 01「弋」 陽氷云：弋、質也。天地既分、人生其間、皆形質已成、故一二三皆從弋。
- 02「毒」 陽氷云：從艸母、出地之盛。從土、土可制毒。非取“毒聲”（許説）。毒[毒]、烏代反。
- 03「折」 陽氷云：斷・折各異。斷、自折；折、人手折之。
- 04「路」 陽氷云：非“各聲”（許説）。從足・輅省。
- 05「龠」 陽氷云：從亼・冊。亼、古集字；品、象衆竅。蓋集衆管如冊之形而置竅尔。
- 06「羊」 陽氷云：干一爲羊。
- 07「兜」 陽氷所見爲淺近焉。
- 08「段」 陽氷云：從尸。尸、予也；コ、器也；又、手也。手持器物、爲求之於人、人與之也。
- 09「皮」 李〔陽氷〕云：從又、持皮儡然。
- 10「佳」 陽氷云：鳥之總稱尔。雅、長尾而從佳、知非“短尾之稱”（許説）。
- 11「重」 陽氷云：墨斗中形、象車軸頭重墨之形、上畫平引、不從屮也。
- 12「亼」 陽氷云：厶、不公也。重厶爲亼、蒙昧之象也。會意、非象形。
- 13「寔」 陽氷云：車前重不前、合從車、宜上畫平、不從屮、明矣。
- 14「刃」 陽氷曰：刀面曰刃、一示其處所也、此會意。
- 15「竹」 陽氷云：謂之“草”（許説）、非也。
- 16「豐」 陽氷云：山中之生、乃豐聲也。
- 17「血」 陽氷云：從一聲。
- 18「主」 陽氷云：冫象膏澤之氣、土象土木爲臺、氣主火之義。會意。
- 19「亼」 陽氷云：入者合集之義、自一而成乎億萬。入者集之初、故從入從一。
- 20「𠂔」 陽氷云：蒼頡作字、無形象者、則取音以爲之。訓矢引則矧、其類往住而有之、矣字是也。
- 21「木」 陽氷云：象木之形。木者五行之一、豈取“象於卉”乎。
- 22「才」 陽氷曰：才、木之幹也。木體枝上曲、今去其枝、但有榘枋。
- 23「日」 陽氷云：古人正圖象日形、其中一點象鳥、非“口・一”。蓋篆籀方其外、引其點尔。
- 24「齊」 陽氷云：二物相竝、乃知齊平。

<sup>(35)</sup> ただし小徐本『説文解字繫傳』の巻25のみは早くから失われて大徐本で補われている。唐本『説文』が残存するが、木部の一部と口部の極一部のみである。梁光華『唐写本説文解字木部箋異注評』（貴州人民出版社1998年）に詳しい。

<sup>(36)</sup> 周祖謨「李陽冰篆書考」（『問學集（下）』中華書局1966年、p809）が51条を拾遺しているが、かなり遺漏がある。

- 25「米」 陽水云：象在穗上之形。
- 26「尗」 陽水云：父之弟爲叔、從上・小、言其尊行居上而已小也。
- 27「弔」 陽水云：弔、從二人往返、相弔問之義。
- 28「衰」 陽水云：從衣中口、非“重省”。
- 29「秃」 陽水云：從穆省聲。
- 30「欠」 陽水云：上象人開口、下象气昨、從人所謂欠去。許氏擅改作𠂔、無所據也。
- 31「頁」 陽水云：鼻當作頁。
- 32「卩」 陽水云：自字從卩而生。一重爲卩、二爲𠂔（以）、三爲𠂔（卓）。
- 33「長」 陽水云：非“倒亡聲”。倒亡、不亡也。
- 34「彡」 陽水云：從肉・力。……陽水以爲猛獸、云：肉力。
- 35「金(法)」 陽水云：注一、所以驅人之正。
- 36「狀」 陽水云：象形之中犬字、象似文之尤者、故狀從犬。
- 37「州」 陽水云：三斗爲州。
- 38「𠂔」 陽水云：象水裂之形。
- 39「龍」 陽水云：右旁反半弱、象天矯飛騰形。
- 40「非」 陽水云：兩手相背也。
- 41「直」 陽水曰：正視難見、故從L、音隱。
- 41「率」 陽水云：率、車也。玄・牽、省系。系、相牽之義。八、集也。八八、衆象也。十十、人也。作“捕鳥之具”、許氏誤用。
- 43「土」 陽水云：土數五、成數。十、取成數；下一、地也。
- 44「坐」 陽水云：從卯。卯時、人不臥。
- 45「封」 陽水云：從古文𠂔。古文𠂔、從半一。之下、土。音皇、非封。
- 46「金」 陽水云：當作金。許慎金體、非。
- 47「勺」 陽水云：古文不從屈一之體、並從勺。勺一爲勺、二爲勺。一少也、二漸多也。兩均之義。許氏因俗輩云一勺爲與(与)、便謂中畫屈一、則與与字同部。又云：“(與)包同意”。此正勺也、豈得爲同意哉。移入勺部之略、反大小篆如此。許氏云如此。
- 48「与」 陽水云：中畫盤屈、兩頭各鉤、物有交互相與之義、與互同意。許云：“一勺”、甚涉迂誕、與屈中爲虫何殊。
- 49「矛」 陽水作𠂔、然無所說。
- 50「巴」 陽水云：從巳中一。不合次“己”下。
- 51「庚」 陽水云：從干𠂔、象人兩手把干、立庚庚然。『史記』“大橫庚庚”、是也。
- 52「去」 陽水云：疏・流二字、並從古去。疏通流行也、豈“不順”哉。
- 53「午」 陽水云：五月筍成竹。此之半枝出地。
- 54「戊」 陽水曰：戊、土也。一、陽也。陽氣入地。一、固非聲。
- 55「亥」 陽水曰：古文本象豕形。諸義穿鑿之爾。
- 56「亥」<sup>(37)</sup> 陽水曰：本象豕、減一畫爾。篆文乃從二首六身。

<sup>(37)</sup> 宋刊本には注と同じ小字に作り、「豕：古文亥、從豕。陽水曰：本象豕、……」というが、前例を参照すれば「説文」を脱字しており、原文は「豕：〔『説文』〕古文亥、從豕。陽水曰：本象豕、……」であろう。

以上は徐鍇『説文繫傳』36「祛妄」篇に引く。27「弔」について、段玉裁注本に「弔蓋往復弔問之義」とあり、注に「小徐有此八字。蓋別一説也。當有“一曰”字。『左傳』有相問以弓者、故云然」というが、八字は大徐本にも見えず、また小徐「祛妄」篇に『説文』云“古者葬之中野、以弓驅禽獸。人遇弓爲弔”。陽氷云：“弔、從二人……”。臣鍇以爲……”というから、『説文』の原文ではなく、或いは李陽冰の説であったことも考えられる。47「勺」は段玉裁注に「李陽氷曰：勺从勺裏之勺（包）」。51「庚」は段注に「小徐駁李陽氷説“從干𠄎、象人兩手把干立”。不可從。今各本篆皆從陽氷、非也」。

57「由」李陽氷云：即缶〔罍〕字同。

以上は徐鍇『説文繫傳』39「疑義」篇に引く。李本には「由」を収めていたらしいが、徐本は注に「案『説文』有“油・宙・軸”等字、而無此字、亦脱誤。李陽氷云……。今按古有“由”字、亦未審也」という。後に段玉裁は「按『詩』・『書』・『論語』及他經傳皆用此字」として収める。

58「旁」李陽氷云：冫厂、〔象〕旁達之形。

59「改」李陽氷曰：己有過、支之、即改。

60「笑」李陽氷『刊定説文』：从竹、从夭。義云：竹得風、其體夭屈如人之笑。

61「牀」李陽氷妄言：木字右旁爲片、云〔左〕〔旁爲〕月、音牆。

62「軌」李陽氷云：從三日旦在於中。

63「函」李陽氷云：許氏作函、非也。當依篆作函。

64「尸」李陽氷〔氷〕云：尸展、是也。

以上は徐鍇『説文繫傳』各「通釋」に引く。58「旁」は段玉裁注では「勺象……」に作る。徐鉉『説文解字』に引く。59「改」・60「笑」は徐鉉『説文』にも引く。61「牀」は五代・郭忠恕『佩觿』下「辨」に「月：……徐鉉曰：……、李陽氷言木右爲片、左爲月、音牆」として同文を引く。徐鉉『説文』にも引くが、「李陽氷言：木〔字〕、右〔旁〕爲片、左〔旁〕爲月、音牆」に、段玉裁注は「李陽氷亦云：木字右旁爲片、左爲月、音牆」に作り、やや異なる。張參『五經文字』に「五月部：音牆」、慧琳『一切經音義』61に「牀：『説文』“身所安。从木、形聲字、月聲”。月、音牆」といい、唐玄奘『新加九經字樣』に「鼎：……左爲月、月音牆、右爲片」というのに至っては李陽冰の説の援用ではなからうか。

65「王」李陽氷曰：中畫近上、王者則天之義。

66「玉」陽氷曰：三畫正均、如貫玉也。

67「臬」李陽氷曰：“自”非聲、从剗省。

68「同」李陽氷云：“从口”非是。

69「忍」李陽氷曰：“刀”非聲、當从刃省。

70「需」李陽氷據『易』“雲上於天”云：當从天。

71「鰥」李陽氷曰：當从罌（昆）省。

72「子」李陽氷曰：子在襁緥中、足併也。

以上は徐鉉『説文』に引く。他に60「笑」・61「牀」も引くが、すでに徐鍇『繫傳』にも見えるので重複を避ける。大徐本で引かれているものの多くは新説として採用されたものと考えてよい。なお、李陽冰の文字学については稿を改めて考察する。

## ▼ (85) 重修「説文字源」：

『集古録目』8 (12a) に「義成軍節度使賈耽撰敘、前揚府戸曹參軍徐璿〔正〕書、秘書少監李陽冰重修漢許慎『説文字源』、陽冰從子・檢校祠部員外郎騰篆、凡五百四十字。碑以貞元五年十月立」、『寶刻類編』4 (7b) 「賈耽撰序、(徐)璿正書、(李陽冰)從子騰篆額、貞元五年十月立、(在)滑。李陽冰重修『説文字源』」。『崇文總目』7「小學類」(また『文獻通考』189)に「『説文字原〔源〕』一卷：唐李騰集。初李陽冰爲滑州節度使李勉篆『新驛記』、賈耽鎮滑州、見陽冰書、歎其精絶、因命陽冰姪騰集許慎『説文』目錄五百餘字、刊於石以爲世法云」、賈耽「説文字源序」(『全唐文』394、『書苑菁華』16)に「猶子・檢校祠部員外郎(李)騰、能嗣其業、……目錄五百四十言、衆字之根。……因請騰繼世父之妙、書坏山之石」というから『説文』の親字540文のことであり、李陽冰『刊定説文』の「目錄」部分を独立させたもの。李騰とその篆書「説文字源」については後述。

## 【「説文字源」の佚文】

「説文字源」は李陽冰『刊定説文』の部首の篆書であるから、その幾つかは先に徐鍇『説文解字繫傳』・徐鉉『新定説文』によって拾遺した『刊定説文』の佚文に見られる。また、五代・林罕「字源偏旁小説序」に「至唐將作少監李陽冰、就許氏『説文』重加刊正、〔展〕作三十卷、今之所行者是也。……罕今所篆者、則取李陽冰重定『説文』」といい、五代・郭忠恕『汗簡』に「林罕集字」として多く引く所は林罕『字源偏旁小説』に拠ったものであろう。したがって『汗簡』に「林罕集字」によってそれを補うことができる。また、後述の五代・積夢英『説文偏旁字源』および郭忠恕『小字説文字源』も李陽冰『刊定説文』を踏襲していると思われる。

その他に作年は未詳であるが、漢代の文字学に関するものをここに掲げておく。

## ▼ (86) 篆書『古文孝經』〔後漢・衛宏校訂〕：

韓愈「蝌蚪書後記」(元和十一年)<sup>(38)</sup>に「貞元(十二年)中、愈事董丞相幕府於汴州、識開封令服之者、陽冰子、授余以其家蝌蚪『孝經』・漢衛宏『官書』、兩部合一卷、愈寶蓄之而不暇學。蝌蚪文字で書かれた『孝經』とは、隸書で書かれた後漢・鄭玄注『今文孝經』十八章に対して古い字体で書かれた前漢・孔安國伝『古文孝經』二十二章を指す<sup>(39)</sup>。

## | 【『古文孝經』と李陽冰】

<sup>(38)</sup> 通行本は「蝌蚪」を「科斗」に作るが、清・李光暎『觀妙齋金石文考略』12 (14b) は「蝌蚪書後記」に作り、注に「韓愈書、元和十一年」。

<sup>(39)</sup> 『漢書』30「藝文志」に「『孝經古孔氏』一篇：二十二章。『孝經』一篇：十八章」、『舊唐書』46「經籍志」に「『古文孝經』一卷：孔子説、曾參受、孔安國傳」。

韓愈「蝌蚪書後記」に「其家蝌蚪『孝經』・漢衛宏『官書』」とあり、李陽冰は『古文孝經』と衛宏『官書』を篆書していたが、許慎によれば『古文孝經』は後漢・衛宏が校訂したものであるという。許慎の子・許沖「上書進『說文』」（安帝・建光元年121）に「慎又學『孝經』孔氏古文說。『古文孝經』者、（前漢）孝昭帝時、魯國三老所獻。（後漢初・光武帝）建武時、給事中議郎衛宏所校、皆口傳、官無其說。謹撰具一篇并上」。ただしこの事は『後漢書』79の「衛宏傳」にも「許慎傳」にも見えず、また出自についても、『漢書』30「藝文志」に「『古文尚書』者、出孔子壁中。武帝末、魯・共〔恭〕王壞孔子宅、欲以廣其宮、而得『古文尚書』及『禮記』・『論語』・『孝經』凡數十篇、皆古字也。共王往入其宅、聞鼓琴瑟鍾磬之聲、於是懼、乃止不壞。孔安國者、孔子後也、悉得其書（『古文尚書』）、以考二十九篇、得多十六篇。安國獻上」という所とやや異なるが、許慎「說文解字敘」には「時有六書：一曰古文、孔子壁中書也。……壁中書者、魯・恭王壞孔子宅、而得『禮記』・『尚書』・『春秋』・『論語』・『孝經』。……其稱『易』孟氏・『書』孔氏・『詩』毛氏・『禮』周官・『春秋』左氏・『論語』・『孝經』、皆古文也」という。これによれば『古文孝經』は武帝末に魯の恭王（武帝の兄）が孔家の壁を壊した時に発見されたものであるらしいが、許沖によれば武帝の次の昭帝の時に魯の三老によって献上されたという。これについて清・段玉裁は「按『志』、於“『禮記』・『論語』・『孝經』”下、皆不言（孔）安國獻壁中文、然則安國所得雖多、而所獻者獨『尚書』一種而已。……即恭王壁中所得、而安國未獻者也」というのみであり、なぜ孔安国が『古文尚書』のみを献上して『孝經』等を献上しなかったのか疑問が残る。また、許沖がいう「孝經孔氏古文說」とは、『漢書』30「藝文志」に「『孝經古孔氏』一篇：二十二章：『孝經』一篇：十八章」という『孝經古孔氏』のことであるが、許慎が「『書』孔氏」という例によれば「孝經孔氏古文說」とは「『孝經』孔氏」ともいうべきものである。つまり孔安国伝『孝經』のことと考えられるが、許慎は「『易』孟氏・『書』孔氏・『詩』毛氏・『禮』周官・『春秋』左氏・『論語』・『孝經』」という言い方をしており、これについて段玉裁は「『論語』不言誰氏者、學無所主也。『孝經』亦不言誰氏者、學無所主也」という。許慎のいう古文『孝經』は許沖のいう「孝經孔氏古文說」と同じであるから、孔氏によって説かれたものであり、孔安国の伝と考えるのが最も自然である。今、許慎・許沖の説を勘案すれば、『古文孝經』は武帝朝の末に『古文尚書』とともに孔家壁中から恭王によって発見されたもので、次の昭帝の時に魯の三老が献上し、その後、後漢の初に至って衛宏が校訂して許慎に口伝され、『孝經孔氏古文說』を書き、『說文』と共に安帝に献上した。おそらく衛宏が校訂したものは孔安国の伝と見なされて口伝されていたものであろう。

唐代において『古文孝經』はほとんど顧みられなくなっていた。そもそも『今文孝經』と『古文孝經』は、編次だけでなく、文字数もかなり異なるものであった<sup>(40)</sup>。『古文孝經』の信憑性はすでに隋に疑われており<sup>(41)</sup>、唐に至っては開元七年（719）に勅を下し

(40) 『漢書』30「藝文志」の顔師古注に「劉向云：古文字也。『庶人章』分爲二、『曾子敢問章』分爲三、又多一章（「閨門章」）」・「桓譚『新論』云：『古孝經』千八百七十〔二〕字、今異者四百餘字。

(41) 『隋書』32「經籍志」に「『古文孝經』一卷：孔安國傳。梁末亡逸、今疑非古本」、↗

て鄭玄注『今文孝經』と孔安国伝『古文孝經』の優劣をめぐる左庶子劉譔知幾と国子監祭酒司馬貞の間で議論され<sup>(42)</sup>、玄宗は『今文孝經』に拠って『御注孝經』を撰し、刻石させた。その結果、唐代では『御注孝經』が行われ、孔伝古文本のみならず、鄭注今文本も廃れていった。『古文孝經』が日の目を見るのは、司馬光『古文孝經指解』一卷や范祖禹『古文孝經説』一卷など、北宋に至ってからである。このような中において李陽冰が『古文孝經』を篆書したことは、『孝經』研究史において、さらに経学史において注目されてよい。

清・阮福『孝經義疏補』は許沖「上書」に拠って「漢・許沖受之於其父慎、慎又傳之自衛宏。此是最眞之『古文孝經』、非劉知幾所主之古文孔傳」という。劉知幾も十謬七惑を挙げて鄭注今文を排撃しており、『古文孝經』を採る立場にたっているが、許沖「説文解字敘」は挙げていない。そもそも鄭玄(127-200)「駁五經異義」(佚)が許慎(30?-124?)『五經異義』十卷(佚)を批判しているように、後漢の経学界で両者は対立していた。この点からみれば、李陽冰は古文学派許慎学の立場から、今古文折衷学派鄭玄学に対しては否定的であったといえる。ただし李陽冰の立場は劉知幾のように経学の議論を含むものではなく、小学あるいは史学的なものであるに過ぎない。そうであるにしても玄宗『御注孝經』が権威となった後において、司馬光らに先んじて『古文孝經』を重視した唐代古文学者として注目される。

これに関して唐・李士訓『記異』(佚書)<sup>(43)</sup>に「大曆初、予帶經鉏瓜於灞水之上、得石函、中有絹素『古文孝經』一部、二十二章・壹阡捌伯茶拾貳言(1872字)。初傳與李太白、太白授當塗令李陽冰、陽冰盡通其法、上皇太子焉」という。後に元・鄭杓『衍極』1「李陽冰」の劉有定注に「大曆初、霸[灞]上耕地得石函、中有絹素古文科斗『孝經』、凡二十章。初傳李白、白授陽冰、陽冰盡通其法」というのはこれに拠るが、この説は信憑性に欠ける。李士訓は開元から大曆の間の人であるが、仔細は未詳<sup>(44)</sup>。「大曆(766-779)初」のことというから「上皇太子」は大曆九年の上京献書と関係があるように思われるが、李白はすでに宝應元年(762)冬に死去しているから、大曆の初に李陽冰に授けることはあり得ない。また、仮にそのようなことがあったならば、韓愈「蝌蚪書後記」で触れていてもよい。単なる伝承に過ぎないであろう。ただ、この記事も韓愈のいう李陽冰書『古文孝經』とともに『古文孝經』研究における唐代の一史料とはならぬ。

#### ▼ (87) 篆書「古文官書」〔後漢・衛宏撰〕：

韓愈「蝌蚪書後記」に「服之者、陽冰子、授余以其家蝌蚪『孝經』・漢衛宏『官書』、兩部合一卷」。『隋書』32「經籍志」に「『古文官書』一卷：後漢・議

↗「安國之本、亡於梁亂。陳及周・齊、唯傳鄭氏。至隋、秘書監王劼於京師訪得『孔傳』、送至河間劉炫、炫因序其得喪、述其議疏(『孝經述義』五卷)、講于人間、漸聞朝廷、後遂著令、與鄭氏並立。儒者誼誼、皆云“炫自作之、非孔舊本”、而秘府又先無其書。

<sup>(42)</sup> 『唐會要』77「論經義」に詳しい。

<sup>(43)</sup> 五代・郭忠恕『汗簡』7「略叙目錄」(86b)に引く。

<sup>(44)</sup> ちなみに寧稼雨『中國文言小説總目提要』(齊魯書社1996年)に李士訓『記異』は未収。

郎衛敬仲撰、『舊唐書』46「經籍志」小学に『詔定古文官書』一卷：衛宏撰。衛宏、字は敬仲。後に『新唐書』57「藝文志」小学には「衛宏『詔定古文字書』一卷」に作る。清・王孫念『小學鈎沈』5や清・馬国翰『玉函山房輯佚書』等に拾遺、古文の字体や音義を弁正したもの。

徳宗・興元元年（784）：六十一歳。將作少監・集賢院學士。

▼ (88) 篆額「唐成宜公主碑」〔鄜防節度掌書武元亨撰、蘇州常熟令袁中孚書〕：

『集古録目』8 (11b)「將作少監・集賢院學士李陽冰篆額」「碑以興元元年立」。『集古録目』は撰者を「武元衡」に作るが、『金石補録』17 (7b)は「武元亨」に作り、李陽冰の結銜で「將作少監」を缺く。武元亨については未詳であるが、武元衡（758-815）は中唐の著名な人物であり<sup>(45)</sup>、興元元年（784）では二十七歳の若さであるから適當でない。「衡」は「亨」との同音による誤りであろう。袁中孚も未詳であるが、『書史會要』5 (29a)の「右自貞觀至元和間、並能精學書、篆・章・八分各著名當時者」の中に名が見える。將作少監は從四品下。建中間の国子監丞は從六品下の郎官であり、將作少監は從四品下の大夫である。この昇進には相当強力な推薦者がなければならない。これには刊定『説文』等の功績も考えられるが、顔真卿の推奨が大きかったのではなかったろうか。李陽冰は顔真卿に依頼されて建中元年（780）に「顔氏家廟碑」を書いており、これは二人の親好を示すものである。当時、李陽冰の書家として名声は顔真卿と肩を並べるほどであった。『宣和書譜』2に「方時顔真卿以書名世、眞卿書碑、必得陽冰題其額、欲以擅連壁之美、蓋其篆法妙天下如此」。顔真卿は建中元年に吏部尚書（正三品）から太子少師（正二品）に、さらに三年には太子太師（從一品）になっている。ただし太子少師等や將作少監の官は閑職である。

南宋・陳思『書小史』10「傳・唐」の「李陽冰」には「官至將作大匠、工於小篆」という。「大匠」・「小匠」は大監・少監の旧名であり、大匠は從三品。『書小史』にいう「大匠」は「少匠」の誤りであろう。

徳宗・貞元元年（785）：六十二歳。秘書少監。死去。

▼ (89) 撰并篆書「琴銘」：

『廣川書跋』8「琴銘」に「唐・李秘監『琴銘』十字、特奇古。李陽冰小篆、惟見于此。琴在太常（寺）、昔陳儀爲協律郎、嘗出以示客、余因模其書。今琴入禁中、故世以其書貴也」、『金石録』10 (13a)に「唐・李陽冰『琴銘』」。

<sup>(45)</sup> 『旧唐書』158本伝によれば元和十年（815）に殺害、享年五十八であるから、乾元元年（758）の生まれ。

『廣川書跋』8「新驛記」に「秘書少監李陽冰書」、『集古録目』8(12a)に「義成軍節度使賈耽撰敘、前揚府戸曹參軍徐疇書、秘書少監李陽冰重修漢許慎『說文字源』、陽冰從子・檢校祠部員外郎騰篆、凡五百四十字。碑以貞元五年十月立」。『崇文總目』7「小學類」・『文獻通考』189に「『說文字原〔源〕』一卷：唐李騰集。初李陽冰爲滑州節度使李勉篆『新驛記』、賈耽鎮滑州、見陽冰書、歎其精絶、因命陽冰姪騰集許慎『說文』目錄五百餘字、刊於石以爲世法云」、賈耽「說文字源序」(『全唐文』394)に「猶子・檢校祠部員外郎(李)騰、能嗣其業、……(『說文』)目錄五百四十言、衆字之根。……因請騰繼世父之妙、書塚山之石」。賈耽が滑州刺史になった時、李陽冰の書を見てそれを伝えるべく、甥(澥の子)の李騰に書かせたというのは、当時すでに李陽冰が死去していたからである。『舊唐書』徳宗紀によれば、賈耽が滑州刺史・義成軍節度使になったのは貞元二年九月丁酉、その後、貞元九年五月甲辰に宰相となる。立石は貞元五年であるが、賈耽は滑州刺史になった当初、李陽冰篆書「滑臺新驛記」(大曆九年)を見ているはずである。したがって李陽冰の死去は貞元二年(786)九月以前、興元元年(784)以後の間であると考えられる。『集古録目』には「秘書少監」(従四品上)というが、『新唐書』72上「宰相世系表」等には「將作少監」(従四品下)とある。「世系表」では一般に最終の官を記す。「秘書」は「將作」の誤字とも考えられるが、秘書少監は將作少監よりも高位であるから、卒後の追贈の可能性もある。徐疇は徐浩の長男。徐浩「古迹記」(建中四〔二?〕年)<sup>(46)</sup>に「臣長男疇、臣自教授、幼勤學書、在於眞行、頗知筆法、亦勝常人」。

以下に長安時代の作と思われる他のものを掲げる。

▼ (90) 篆書「千字文」：

『廣川書跋』8「李陽冰篆千字」、『宣和書譜』2「李陽冰」に「今御府所藏篆書三：『孝徳訓』・『新驛記』・『千文』」、『墨華通考』10「西安府」に「李陽冰篆千字石刻」、『天下金石志』6(1b)「西安府」に「唐李陽冰篆千文。……以上(在)府治」。早く『舊唐書』46「經籍志」・『新唐書』57「藝文志」に「『篆書千字文』一卷」と見えるのは、『隋書』32「經籍志」に「『篆書千字文』一卷；『演千字文』五卷；『草書千字文』一卷」と同じで、李陽冰の書ではなからう。

▼ (91) 撰并篆書「孝徳訓」：

<sup>(46)</sup> 『墨池編』4「唐・徐浩『古迹記』」。『全唐文』及び『全唐文新編』440「徐浩」に「古迹記」を収めるが、全文の約四分の一に過ぎない。あるいは「古迹記」一卷の「序」と考えて冒頭部分のみを収めたのであろうか。

『宣和書譜』2「李陽冰」に「今御府所藏篆書三：『孝徳訓』・『新驛記』・『千文』。「新驛記」は李勉撰「唐滑臺新驛記」（大暦九年）。

以下に明らかに誤写誤伝であると思われるものを掲げる。

▼ (92) 篆額「山南西道新修驛路記」〔劉禹錫撰、柳公權書〕：

『輿地碑記目』4「興元府」（29b）に「山南西道新修驛路記：『集古録』“唐劉禹錫撰、柳公權書、李陽冰篆、號三絶碑。開成中、山南節度使（梁州）歸融自散關南至劔門、鑿山石棧道千餘里以通。驛路碑、不著所立年月、在興元」、『墨華通考』10「漢中府」に「柳公權書山南西道新修驛路三絶碑：劉禹錫文、李陽冰篆、故稱三絶」。繆輯本『集古録目』10（1b）は『輿地碑記目』の引く所によって拾遺しているが、『集古録跋尾』9（8a）には「見蘇本、拾遺」として「唐山南西道驛路記：開成四年（839）。公權書、往往以模刻失其眞、雖然其體骨終在也」というのみ。また『金石録』10（4a）にも「劉禹錫撰、柳公權正書、開成四年」。『輿地碑記目』より早い北宋の記録ではいずれも「李陽冰篆」であることをいわない。『輿地碑記目』の引用には恐らく誤りがある。『墨池編』6（30b）に「唐山南西道驛路記：開成四年。又新修驛路記：俱柳公權書。唐食堂記：羅希奭八分書、在長安。又新驛記：李陽冰篆、在滑州」とあり、これは『輿地碑記目』に引く『集古録』に似ている。「又新驛記」とあるために前文を承けて「〔山南西道〕新修驛路記」と考えたのであり、「又新驛記」は「在滑州」であるから「滑州新驛記」のことである。『集古録跋尾』の「滑州新驛記」に「右新驛記、李陽冰篆、碑在今滑州驛中」といっており、『墨池編』の「又新驛記：李陽冰篆、在滑州」はこれに拠る。恐らく「右」を「又」と誤ったために柳公權書の「山南西道新修驛路記」と混同したのであろう。『全唐文』606に劉禹錫「山南西道新修驛路記」。

▼ (93) 篆額「平泉草木記」〔李徳裕撰并八分書〕：

『金石略』下（23a）「張從申」に「平泉華〔草〕木記：李徳裕文、李陽冰篆題。未詳處所」。ただしこれより早い『集古録跋尾』9（3a）に「唐李徳裕『平泉草木記』：開成五年」、『墨池編』6「碑刻」に「唐平泉山居詩：開成五年、李徳祐撰」、『金石録』10（4b）に「唐李徳裕平泉草木記：開成五年」「唐李徳裕平泉山居詩：上二碑皆李徳裕八分書」という。『全唐文』708「李徳裕」に「平泉山居草木記」を収める。『金石録』が「李徳裕八分書」というのは『金石略』が「張從申」の書に入れるの異なるが、「李徳裕〔撰、張從申〕八分書、〔李陽冰篆題〕」ということであろうか。しかしこれは時代的に矛盾しており、何らか

の混乱があるように思われる。『集古録目』10（『寶刻叢編』に引く）には「平泉草木記并山居詩：李徳裕撰。……至於相、有『平泉詩』、凡六十七首、同以刻石、皆隸書。又有『臨池榻記』、凡數十字、篆書。皆不著名氏」という。「隸書」と『金石録』の「八分書」は同じものを指していると考えられるが、『金石略』が「篆題」というのは「臨池榻記、凡數十字、篆書」のことであろうか。しかし李徳裕（787-850）「平泉山居草木記」は晩唐・開成五年（840）の作であるから、いずれにしても李陽冰とは時代が合わない。そこで考えられるのは李陽冰の書を集めて模刻したのではないかということである。また、張従申行書・李陽冰篆額の合作は多いが、張従申も李陽冰と同じく大暦・建中の間に活躍した書家である。さらに、張従申は行書の大家であり、今日知られる張従申の作はいずれも行書であるから、『集古録目』・『金石録』のいう「隸書」「八分書」とは書体を異にする。いっぽう李徳祐は『續書斷』下の「能品六十六人」に挙げられ、「其書祖述顔公（真卿）、毅然有法」と評されるように書を善くしたが、『金石略』下（36b）は「李徳祐八分書」を設けて三篇を録しているから、最も八分書を能くしたらしい。そこで「平泉山居草木記」も『金石録』がいうように李徳祐の書であって、「李徳祐撰并八分書」が正しく、『金石略』の「張従申」の記載は張従申書・李陽冰篆額による別の作品の記録を誤って混入してしまったものと考えられる。

### Ⅲ 李騰・李服之の事跡

次に李陽冰の没後について李騰・李服之の事跡によって補足しておく。李陽冰の子に李服之がいるが、李陽冰の死後、書家としてその後を嗣いで最も有名であったのが兄李澥（字は堅冰）の子、李騰であった。

徳宗・貞元三年（787）：李騰、殿中侍御史。

穆員「刑部郎中李府君（澥）墓誌銘」（『全唐文』784）に「貞元三年、嗣子騰、世先人之文行、仕殿中侍御史」。

徳宗・貞元五年（789）：李騰、檢校祠部員外郎。

▼李騰篆額併篆書「說文字源」：

『新唐書』57「藝文志」に「李騰『說文字源』一卷：陽冰從子」、『集古録目』8（12a）に「義成軍節度使賈耽撰敘、前揚府戸曹參軍徐疇〔正〕書、秘書少監李陽冰重修漢許慎『說文字源』、陽冰從子・檢校祠部員外郎騰篆、凡五百四十字。碑以貞元五年十月立」、『金石録』8（14b）に「賈耽撰序、李騰篆、徐疇行〔正〕

書、貞元五年十月」、『金石略』中（20b）に「李騰篆、徐壽真書、貞元五年」。『崇文總目』7「小學類」（また『文獻通考』189）に「『說文字原〔源〕』一卷：唐李騰集。初李陽冰爲滑州節度使李勉篆『新驛記』、賈耽鎮滑州、見陽冰書、歎其精絕、因命陽冰姪騰集『許慎說文目錄』五百餘字、刊於石以爲世法云」、『寶刻類編』4（7b）「賈耽撰序、（徐）壽正書、（李陽冰）從子騰篆額、貞元五年十月立、（在）滑。李陽冰重修『說文字源』。「說文字源」は李陽冰が刊定した『說文』の「目錄」部分の「偏旁」部首540字を後に李騰が李陽冰の字体・書風に倣って篆書し、賈耽が序を撰して立石したもの。序は徐壽の楷書で、碑額は李騰の篆書。徐壽は徐浩（703-782）の長子。賈耽「說文字源序」（『全唐文』394、『書苑菁華』16）。

### 【李騰篆書「說文字源」とその影響】

李陽冰が刊定した『說文』の親字540の篆文「說文字源」は文字学の基礎を示すものとして後に多くの人に影響を与えており、それにならった類似の書が著されている。

#### （1）五代・林罕撰并書『字源偏旁小説』三卷

林罕（897-?）「字源偏旁小説序」（後蜀・広政十二年949）に「賈耽鎮滑州時、作『偏旁字源序』云：……。惟太尉祭酒許慎、取其形類、作“偏旁條例”十五卷、名之曰『說文』。……歷晉魏陳隋、〔隸〕書甚行、篆書殆將泯滅、至唐將作少監李陽冰、就許氏『說文』重加刊正、〔展〕作三十卷、今之所行者是也。……罕今所篆者、則取李陽冰重定『說文』；所隸者、則取『開元文字』。……罕以隸書解於篆字之下、故效之（杜預・何晏）亦曰“集解”、……於偏旁五百四十一字、〔下〕各隨字訓釋、……名之曰『林氏字〔源〕偏旁小説』。……手書刻石、期以不朽」という。「偏旁字源序」は賈耽「說文字源序」、「字偏旁小説」は「字源偏旁小説」のこと。『郡齋讀書志』4（9b）「林氏『小説』三卷」に「右唐林罕撰。凡五百四十一字。其說頗與許慎不同、而互有得失」、『崇文總目』1「小學類上」・『通志・藝文略』2「小學類」に「『字源偏旁小説』三卷：東〔唐？〕・林生解、郭忠恕『佩觿』下「辨」に「豊：……云“从冊”者、出林罕『字源』」というもの同一のものを指す。『墨池編』1「文字門」に「唐・林罕『小説序』」を収める。また、郭忠恕『汗簡』に「林罕集字」として多く引く。これらは林罕『字源偏旁小説』に拠ったものであろう。

#### （2）五代・積夢英撰并書『說文偏旁字源』一卷

『郡齋讀書志』4（15a）「英公『字源』一卷」に「右皇朝釋夢英撰。夢英通篆籀之學、書偏傍五百三十九字。郭忠恕云：按『說文字源』惟有五百四十部、子字合收在“子部”。今『目錄』妄有更改、又『集解』中誤收“去部”在“注部”中。今點檢偏傍少“晶・宀・至・龜・弦”五字、故知林（罕）氏虛誕、誤後進、其『小説』可焚。夢英因書此以正之。柴禹錫爲立石」。夢英書「偏旁字源并自序」（咸平二年999）は西安の碑林に現存。その「自序」に「自陽冰之後、篆書之法、世絶人工、唯汾陽郭忠恕共余繼李監之美」という。その他、『墨池編』2「文字門」に「唐・僧夢英『十八體書』」を収める。積夢英（号は宣義）は後唐から北宋・太宗朝の間の人。当時、有名な学僧であり、咸平元年（998）に「贈夢英詩碑」（『金石萃編』126）が立てられ、三十二人三十三首を刻しているが、碑

文の末尾「咸平元年正月三日建」について『關中金石記』は「疑碑迫刻歲月、實非元年所製也」といい、『金石萃編』も三十二人の事跡を考証して「刻于石上、距宋初已四十餘年、不知其時英公尚在否也」という。詩には郭忠恕「再逢英公有感」詩があり、郭忠恕(?-977)よりも年輩であったように思われるが、『續書斷』下「能品六十六人」の小伝では郭忠恕の後に編次されている。少なくとも郭忠恕と同時代の人である。清・劉熙載『藝概』の「書概」には「徐鼎臣(名は鉉)之篆正而純、郭恕先(名は忠恕)・僧夢英之篆奇而雜。……英論書獨郭而不及徐」というが、夢英が徐鉉(916-991)・徐鉉(920-974)よりも前の人であったからではなからうか。

(3) 五代・郭忠恕撰并書『小字說文字源』一卷

『集古錄跋尾』10(12b)「郭忠恕『小字說文字源』」に「世人但知小篆而不知其楷法尤精、然其楷字亦不見、刻石者蓋惟有此耳、故尤可惜也。……石在徐州、《寶刻類編》7「郭忠恕：武寧節度推官」(11a)に「小字說文字源：取唐李騰所書『字源』補其缺漏者七、改其音之誤者一、別爲小字爲刻石。(後漢)乾祐三年(950)七月立。(在)徐、存」。『集古錄跋尾』10(12b)「郭忠恕書陰符經」に「篆法自唐李陽冰後未有臻於斯者。近時頗有學者、曾未得其髣髴也」、また『續書斷』下「能品六十六人」に小伝を載せており、「嘗校定『尚書』、又有『小字說文字源』存于今」という。郭忠恕(?-977)は『宋史』442に伝があり、本伝には見えないが『小字說文字源』の他に『汗簡』八卷・『佩觿』三卷など、古文字に関する輯が伝わっており、『小字說文字源』は『汗簡』8の「目録」の内容と基本的に同じものであろう。なお、郭忠恕『佩觿』(四部叢刊本)下「辨證」では徐鉉・徐鉉の説が、さらに『廣韻』(大中祥符元年1008)・『集韻』(景祐四年1037)が引かれているから、この部分は後人の増補。本伝に「周・廣順中、召爲宗正丞兼國子書學博士、改『周易』博士。建隆初(960)、……。太宗即位(976)、聞其名、召赴闕、授國子監主簿、……館於太學、令刊定歷代字書。……詔減死、決杖流登州。時太平興國二年(977)」という。『佩觿』は巻頭に「朝請大夫國子周易博士柱國臣郭忠恕記」とあるから、後周・広順年間(951-953)の撰。

いずれも徐鉉『新定說文』(北宋・雍熙三年986)が出る前の作であり、李陽冰の『說文』学の後世への影響が知られる。

▼李騰篆額「唐滑州新井銘」：

『金石錄』8(14b)「賈耽撰、徐疇行〔正〕書、李騰篆〔額〕、貞元五年九月」、『寶刻類編』4(7b)「徐疇：揚府倉曹參軍滁州長史」「賈耽撰、(徐疇)正書、李騰篆額、貞元五年九月、(在)滑」。『墨池編』6(22b)は「唐滑州新井銘」のみで、注記なし。

徳宗・貞元十二年(796)：李服之、汴州開封県令。

この頃、李陽冰の子・李服之は汴州開封県令。韓愈と交流。韓愈「蝌蚪書後記」(元和十一年816)に「李監陽冰獨能篆書、……貞元中(十二年796)、愈事董丞相幕府於汴州、識開封令服之者、陽冰子。授余以其家蝌蚪『孝經』・漢衛宏『官書』、兩部合一卷、愈寶蓄之而不暇學。韓愈が董晋の幕府にあったのは貞元十

二年七月から十五年二月までの間。「服之」は名ではなく、字ではなかろうか。

徳宗・貞元十三年（797）：

▼李騰篆額「唐相國趙憬碑」：

『金石録』9（3a）「權徳輿撰、歸登八分書、李騰篆額、貞元十三年五月」、『寶刻類編』4（5a）「歸登」・4（7b）「李騰」に「權徳輿撰、歸登八分書、李騰篆額、貞元十三年五月、（在）洛」。

李騰は李陽冰の甥。帰登も書を好み、李陽冰の書に学んだ。韓愈「蝌蚪書後記」（元和十一年816）に「愈寶蓄之而不暇學。後來京師、爲四門博士（貞元十八年）、識歸公（登）、歸公好古書、能通之。愈曰：“古書得其據依、蓋可講”。因進其所有書屬歸氏」。「歸公」は帰登（754-820）のこと。『舊唐書』149・『新唐書』164に伝があり、『續書斷』下にも「能品六十六人」の一人に挙げて小伝を載せる。

『新唐書』72上「宰相世系表」に「（李）騰、隰州刺史」。最終の官職であろう。『書史會要』5（21b）に「李騰：陽冰姪。官至檢校祠部員外郎」というのは『説文字源』碑を立てた貞元五年前後の官職。李騰の卒年は貞元十三年以後、恐らく貞元末・元和初の間。『寶刻類編』には巻4の他に巻6（15a）にも「李騰」の条があり、それに「僊都觀修齊靈感記：段成式撰、咸通四年（863）五月十七日、（在）忠」というが、時代から見て、巻6（15a）の「李騰」は李陽冰の甥・李騰であるとは考えにくい。後者「李騰」には誤字か脱字があろう。

## おわりに

李陽冰の作と考えられるものは、真偽未詳のものも若干あるが、従来挙げられているものの二倍乃至三倍の数を著録によって拾うことができた。本稿ではそれらに基づいて李陽冰の行跡を考察したが、従来の研究が中心としていた書家としての活動を多く補足したにとどまらず、蕭穎士・賈至・顔真卿・李華・韓雲卿・元結等々の文人官僚、とりわけ当時の駢文に見られた虚飾的な文学に批判的であった文士と多く交流していた点、また『説文』研究だけでなく、経書の整理や石経の刻立等に見られる経学重視の学術思想の側面なども明らかにすることができた。今その生涯をおよそ次の四期に分けることができよう。

- 1) 修学時代：江南地域、主に潤州。
- 2) 外官時代：淄州淄川県尉→潤州江寧県尉→処州縉雲県令→宣州當塗県令。
- 3) 遊歴時代：江南→長安→泰山→江南。

4) 京官時代：京兆府戸曹参軍事→国子監丞・集賢院直学士→将作少監・集賢院学士→秘書少監・集賢院学士

李陽冰の生涯を知る直接の資料として彼自身の書による多くの碑文が伝わっている。しかし官職が不明なものがかかなりある。書「怡亭銘」(永泰元年)・書「拙先瑩記」(大曆二年)・書「三墳記」(大曆二年)・撰并書「龔邱縣令庾公德政碑頌并序」(大曆五年)・書「般若臺」(大曆七年)・篆額「唐茅山紫陽觀玄靜先生碑」(大曆七年)・篆額「顔氏家廟碑」(建中元年)など、なぜか多くのものに銜官が署されていない。例えば「唐茅山紫陽觀玄靜先生碑」(『金石萃編補正』1)の落款は次の通りである。

大曆七年八月十四日建

秘書郎河東柳識撰

大理司直呉郡張從申書

李陽冰篆額

また、「般若臺」(『金石萃編』98)には「大唐大曆七年、著作郎兼觀察御史李貢造、李陽冰書」とあり、同じく李陽冰の署銜のみ無い。このようなものは大曆間に多く、この間、李陽冰は當塗県令の秩滿の後、官職無きまま各地を遊歴していたのではなかろうか。そしてこの間に、文字学の研鑽を積むとともに書家としての名声をあげ、同時に篆額等を請われて書くことによって生計を立てていたように思われる。その後、五経刻石の建議書が効を奏して京官に推挙されて長安に上り、顔真卿とともに中央で書家・文字学者として不動の地位を築く。そのような中であって桂林に現存する摩崖石刻「平蠻頌」と「舜廟碑」は作年・署銜を示すものとして極めて貴重な史料である。また、『説文』の説に異を唱えたと批判される李陽冰の篆書はたしかに『説文』とかなり異なるものがあったと思われる。たとえば「舜廟碑」の「舜」字について、『八瓊室金石補正』65(1a)が「與『説文』・『尚古書』均不同、陽冰故好爲變體者」というのはその一例である。周祖謨「李陽冰篆書考」(『問學集(下)』中華書局1966年)の「李陽冰篆書舉例」は「舜廟碑、在廣西桂林虞山」に拠って「舜」(p842)を収めるが、或いは不鮮明な拓本に拠ったためであろうか、『説文』と同じ書体になっている。李陽冰の書で「舜」字は桂林石刻にしか現存していないのではなかろうか。その意味で単に稀少価値があるだけでなく、李陽冰および唐代の文字学を知る上でも貴重な資料である。

【李陽冰書「舜廟碑」と『説文』の「舜】



陽冰書



『説文』篆文



『説文』古文

(2003. 10. 30)

(本稿は平成15年度科学研究費補助金(課題番号15520227)による研究成果の一部である)